

2040年に向けた障害福祉サービスの 提供体制について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

2040年に向けた障害福祉サービスの提供体制について

- 本年7月、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（以下「2040検討会」という。）のとりまとめがなされたところ。本検討会では、福祉分野の共通課題についても議論がなされ、「2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、子どもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要」とされている。
障害福祉分野においても、中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保や、人材確保・生産性向上等の課題が共通しており、対応していく必要がある。
- また、地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進が必要とされており、障害福祉分野においても、分野を超えた連携を促進していく必要がある。
- 現在、社会保障審議会介護保険部会や福祉部会等の関係審議会で議論が進められており、それらを踏まえつつ、必要な法令上の対応も含め、以下の検討を進めてはどうか。



- 1. 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保**
- 2. 人材確保・生産性向上等**
- 3. 地域における包括的な支援体制の構築**

地域における「連携」を通じたサービス提供体制の確保と地域共生社会

- 2040年に向け、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、子どもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要。
- 地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進することで、地域共生社会を実現。

2040年に向けた課題

- 人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加
- **サービス需要の地域差**。自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供
- 介護人材はじめ福祉人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築

方向性

（1）サービス需要の変化に応じた提供体制の構築 等

【中山間・人口減少地域】サービス維持・確保のための柔軟な対応

- ・地域のニーズに応じた柔軟な対応の検討
- 配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、
　　訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、
　　市町村事業によるサービス提供 等
- ・地域の介護等を支える法人への支援

基本的な考え方

- ① 「地域包括ケアシステム」を2040年に向け深化
- ② 地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保
- ③ 人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援
- ④ 地域の共通課題と地方創生（※）

※ 介護は、特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動、生産性向上など他分野との共通課題の解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現

※ サービス需要変化の地域差に応じて3分類

【大都市部】需要急増を踏まえたサービス基盤整備

- ・重度の要介護者や独居高齢者等に、ICT技術等を用いた24時間対応
- ・包括的・在宅サービスの検討

【一般市等】サービスを過不足なく提供

- ・既存の介護資源等を有効活用し、サービスを過不足なく確保
- 将来の需要減少に備えた準備と対応

（2）人材確保・生産性向上・経営支援 等

- ・テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上
※ 2040年に先駆けた対応。事業者への伴走支援や在宅技術開発
- ・都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築
- ・大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携（間接業務効率化）の推進

（3）地域包括ケアシステム、医療介護連携 等

- ・地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）
- ・介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ
※ 地リハ、介護予防、一体的実施、「通いの場」、サービス・活動C等の組み合わせ
- ・認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

（4）福祉サービス共通課題への対応 (分野を超えた連携促進)

- ・社会福祉連携推進法人の活用を促進するための要件緩和
- ・地域の中核的なサービス主体が間接業務をまとめることへの支援

- ・地域の実情に応じた既存施設の有効活用等（財産処分等に係る緩和）
- ・人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実
- ・福祉医療機構による法人の経営支援、分析スコアカードの活用による経営課題の早期発見

1. 中山間・人口減少地域における サービス提供体制の確保

1. 中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の確保

現状・課題

- 障害福祉分野については、その需要の動向に人口構造だけでなく様々な要素が関係し、全体としてサービス利用は伸び続けている一方、例えば約3割の市町村でサービス利用者数が前年同月比がマイナスになるなど、中山間や小規模自治体において減少傾向が見られ、こうした地域におけるサービス提供体制の維持・確保が課題。
- 現行制度においても、基準該当障害福祉サービスなど、一定の要件の下で柔軟なサービスの提供を可能としているが、2040検討会とりまとめにおいても、「介護保険制度等の他制度も参考としつつ、必要に応じ、配置基準の弾力化など、制度を拡張・見直しをして対応していくことが考えられる」とされているところ。
- 地方分権提案においても、中山間地域等におけるサービス提供体制の確保のため、令和7年度は障害者支援施設、令和6年度は障害児通所支援について、配置基準等に関する要望が出されているところ。

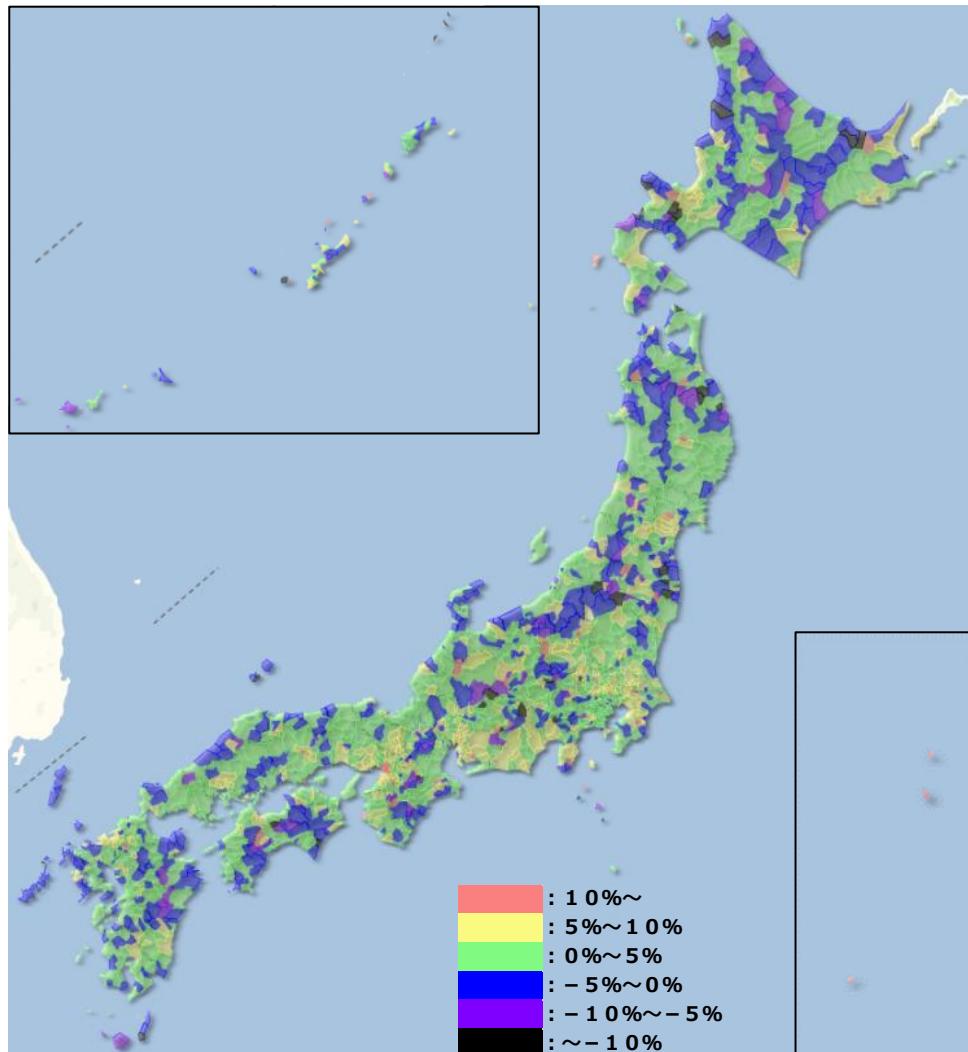
今後の方向性

- 中山間・人口減少地域におけるサービス維持・確保に向けて、既存の現行制度の活用も進めつつ、介護保険分野等の取組も参考に、以下の取組を進めることとしてはどうか。
(地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み)
① 現行の基準該当サービスに加え、中山間・人口減少地域に限定して特例的なサービスを行う枠組として、新たな類型を設ける。具体的には、一定の施策を講じた上でやむを得ない場合に、サービスの質の確保や職員の負担等への配慮の観点から一定の取組 (ICT機器の活用やサービス・職種間での連携体制の確保、市町村の適切な関与等) を前提とした上で、配置基準の弾力化 (管理職や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等) を検討する。
また、特に訪問系サービスでは、都市部等とは事業環境が異なる中、安定的な経営のための報酬の仕組みとして、地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み (月単位の定額払い) を検討する。具体的な報酬設計は、事業経営やサービス提供に与える影響、モラルハザードの抑制など様々な観点を踏まえつつ、丁寧な検討を進める。
(事業者の連携強化)
② 都道府県・市町村と連携しながら、地域のニーズに応じた事業所間の連携において中心的な役割を果たす法人・事業所に対し、一定のインセンティブ (*) の付与を検討するなど、地域における連携を推進する。
(*) 配置基準の弾力化、ICTテクノロジー補助金の補助率引き上げ、報酬上の加算における更なる評価等
(地域の実情に応じた既存施設の有効活用)
③ 既存資源を有効活用しながら、地域のサービス需要の変化に柔軟に対応するため、国庫補助により取得・改修等をした障害者支援施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求める特例を設ける。
(※) 介護保険分野では、介護サービスを事業として実施する仕組みも議論されているが、障害福祉制度における個別給付や事業等の位置づけの整理等が必要となるため、今後の障害者総合支援法の見直しの議論の中で検討することとしたい。

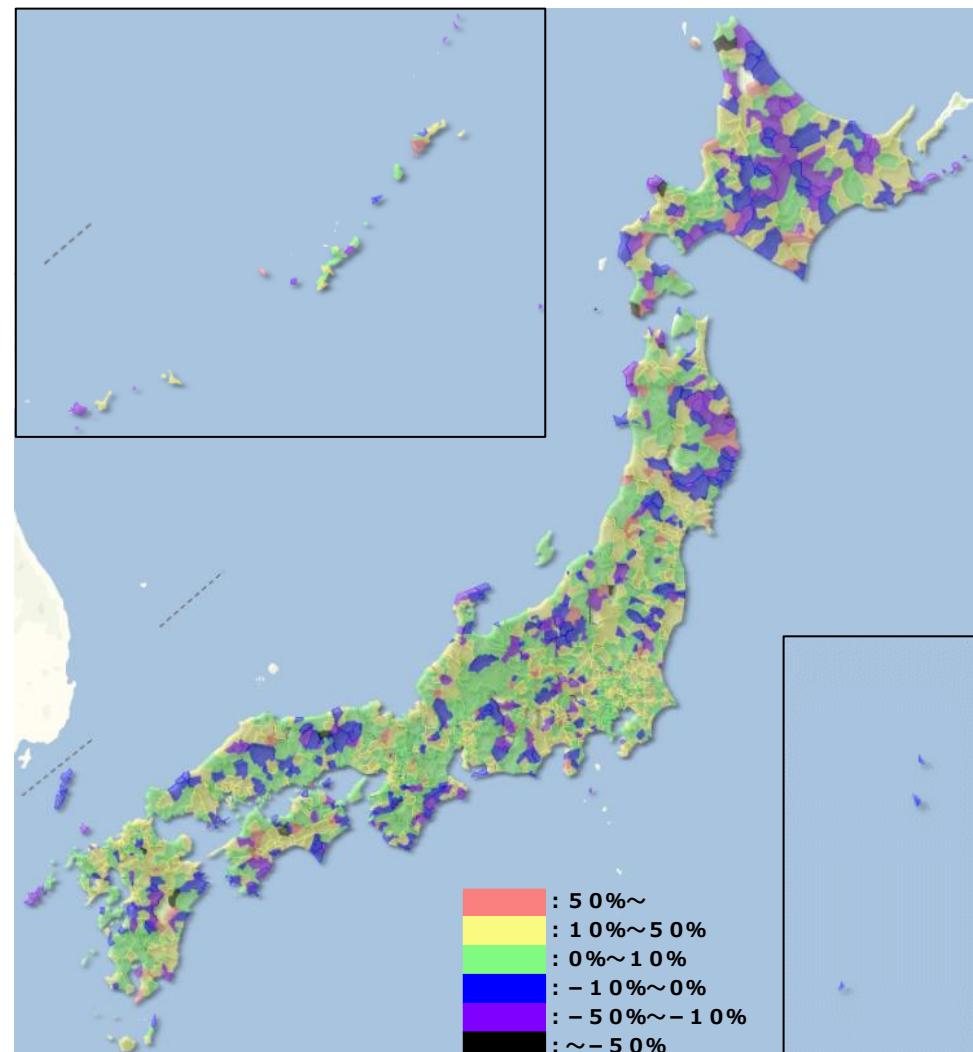
障害福祉サービス等の利用者数の状況

- 障害福祉サービス等の利用者数について、自治体別でみると、都市部やその周辺部では増加傾向にあるが、中山間地域や小規模自治体では減少傾向にある。

令和6年下半期対前年同期伸び率（障害福祉サービス）



令和6年下半期対前年同期伸び率（障害児支援サービス）

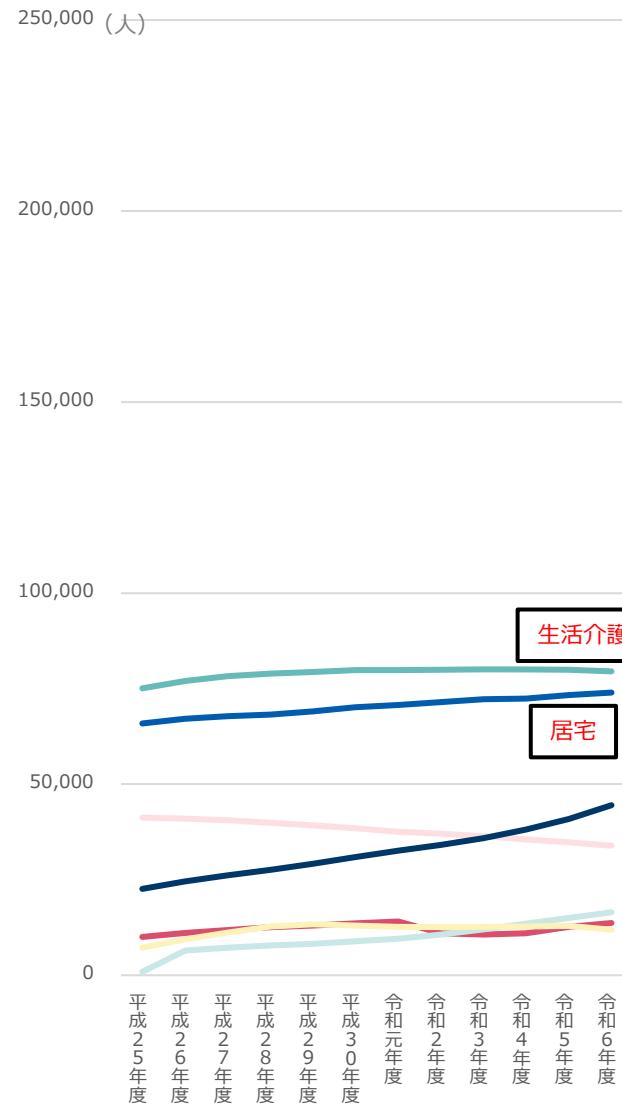


（注）複数サービスを受けている利用者数については、重複して計上している。伸び率については、障害児入所支援系サービスの利用者を集計対象外としている。

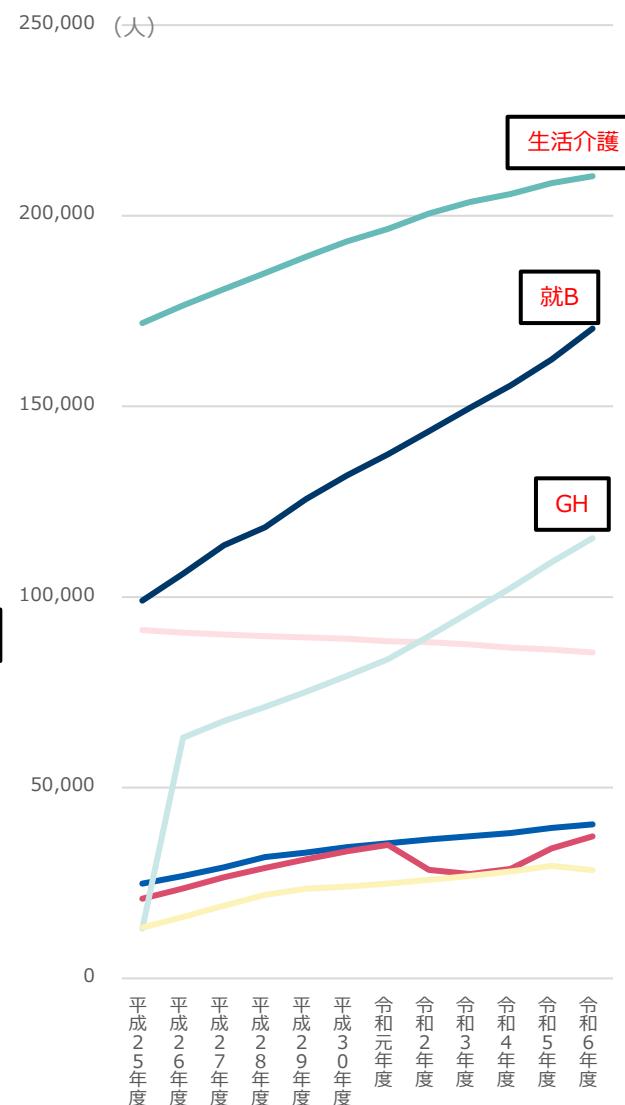
（出典）障害福祉サービスデータベースより作成。

身体・知的・精神障害者のサービス種類ごとの利用者数の推移

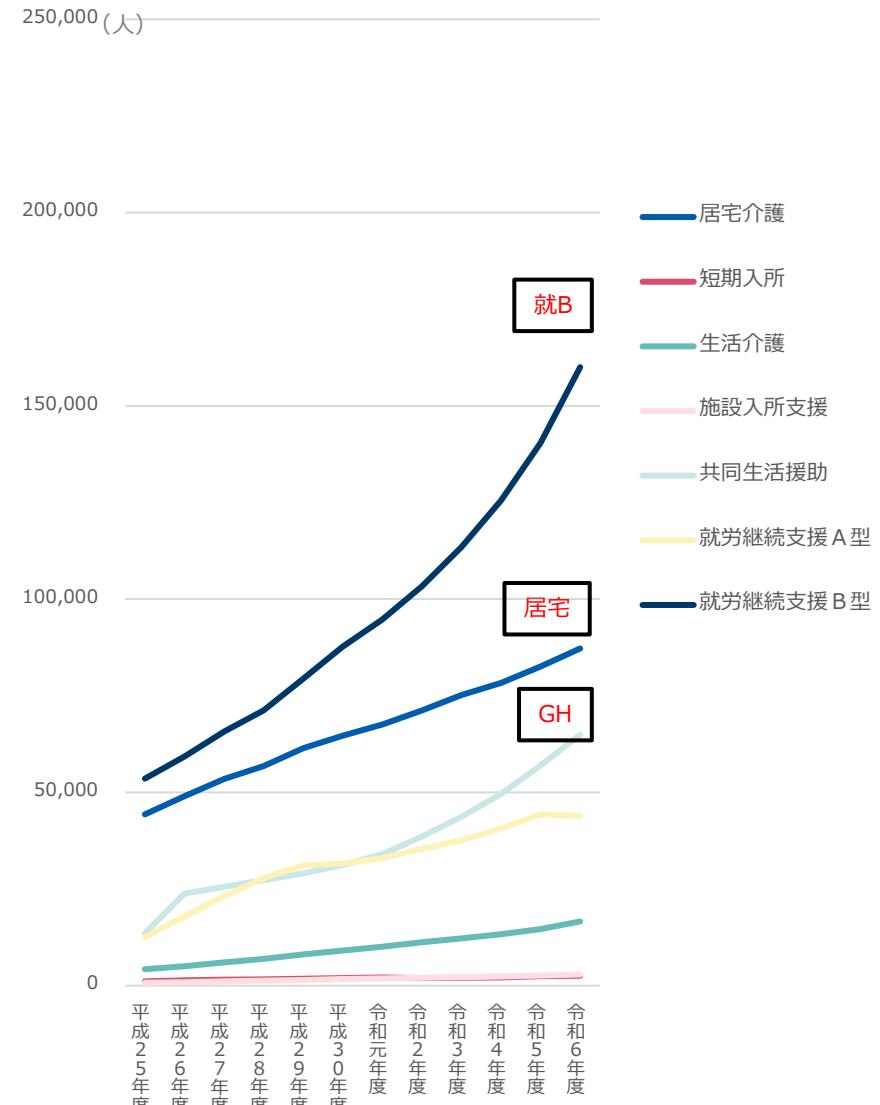
身体障害者



知的障害者

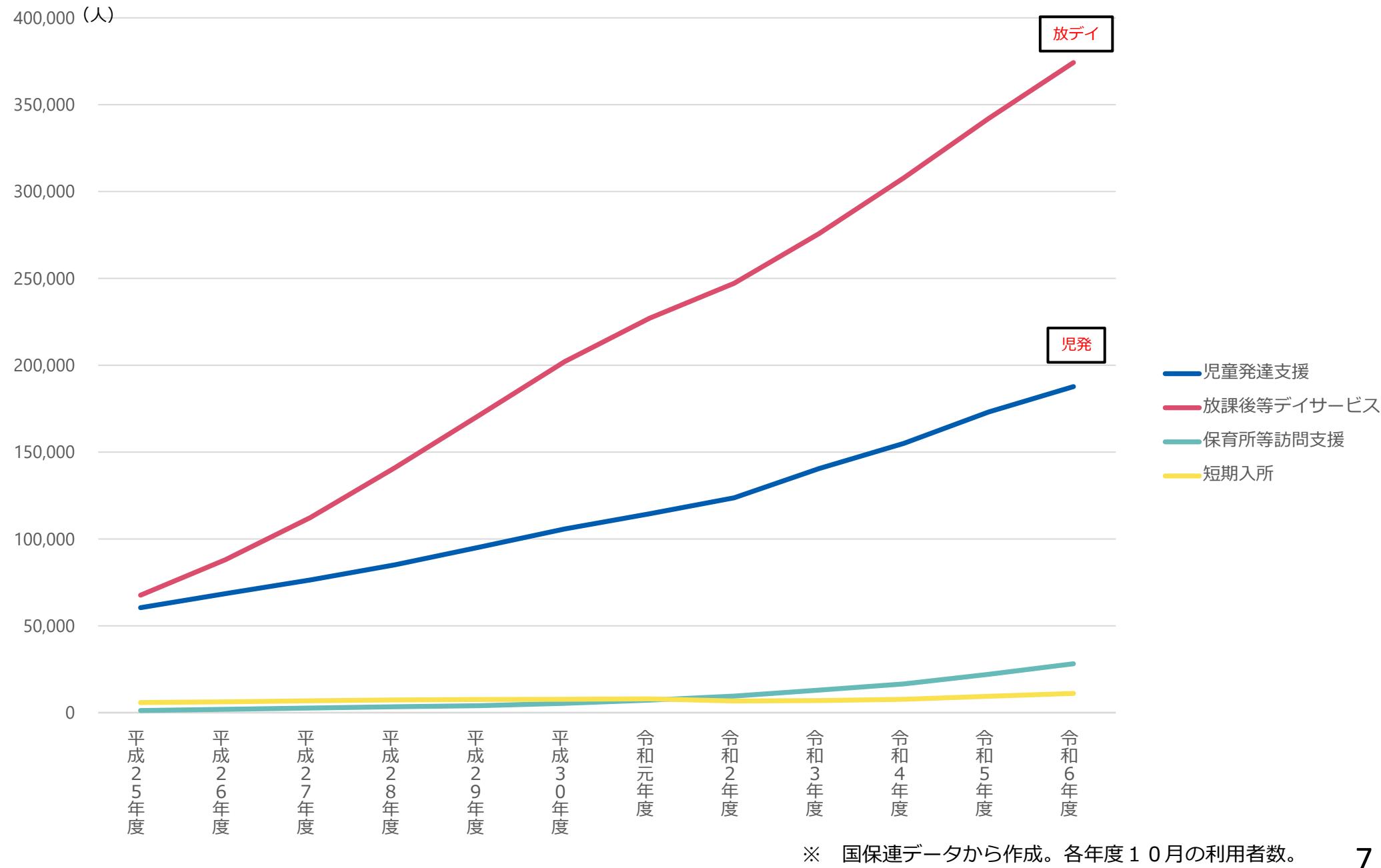


精神障害者



※ 国保連データから作成。各年度10月の利用者数。（平成25年度については、共同生活介護の利用者は含まれない。）

障害児のサービス種類ごとの利用者数の推移



障害福祉制度における基準の特例等

地域性やサービスの提供実態等に応じ、基準の特例や各種配慮措置を講じている

主な制度	概 要
共生型サービス	<ul style="list-style-type: none">○ 介護保険サービス事業所が障害福祉サービスを提供しやすくする、また、障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供しやすくすることを目的に、指定手続きの特例として設けられた制度
基準該当型障害福祉サービス	<ul style="list-style-type: none">○ 指定基準の一部を満たしていないが、指定基準を踏まえ都道府県が条例で定める基準に該当している場合に、基準該当障害福祉サービスとしてサービス提供が可能<ul style="list-style-type: none">・特に日中活動サービスにおいては、地域においてサービス事業所がない等の場合、介護保険法の指定通所介護事業所等においてサービス提供が可能・さらに、離島等地域においては、将来的にも利用者の確保の見込みがなく、サービス利用が困難な場合、指定基準より人員配置基準や利用定員の特例を設けている
従たる事業所	<ul style="list-style-type: none">○ 一定の要件を満たす場合に、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、1又は複数の「従たる事業所」の設置が可能であり、これらを1の事業所として指定可能とするもの
多機能型	<ul style="list-style-type: none">○ 障害福祉サービス等の2以上の事業を一体的に行うものであり、利用定員や人員配置基準の特例が設けられているもの
中山間地域等への配慮措置	<ul style="list-style-type: none">○ 中山間地域や離島等の過疎地域について、報酬や補助金において配慮措置を実施<ul style="list-style-type: none">・特別地域加算（加算率15%）：サービスを提供時の移動費用が相当程度必要なことを踏まえた加算・社会福祉施設等施設整備補助金：補助単価を8%加算（離島）

※ 上記の他、福祉サービスを総合的に提供する上で、兼務・共用の取扱いが明確でない人員・設備の取扱等について、現行制度で運用上対応可能な事項を整理してガイドラインで提示（地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン）。

基準該当障害福祉サービス（※日中活動サービスの例）

- 基準該当障害福祉サービスは、指定障害福祉サービス事業所の基準の一部を満たしていない事業所により提供されるサービスである。
- 都道府県等による事業者指定は必要なく、市町村が認める場合に特例介護給付費等が給付される。

【基準該当サービスの種類】

	離島その他の地域における 基準該当障害福祉サービス	介護保険事業所における 基準該当障害福祉サービス
対象	離島、山村等の地域であって将来的にも利用者の確保の見込みがなく、障害福祉サービスを利用する事が困難な場合	地域において指定障害福祉サービス事業所がない等指定障害福祉サービスを受ける事が困難な障害者に対して、介護保険法の指定通所介護事業所等においてサービス提供を行った場合
要件	指定基準より従業者の員数や最低定員について緩和	指定通所介護事業所等の指定基準を満たしていることが要件
報酬	厚生労働大臣が定める指定障害福祉サービスの報酬単価を基準として市町村が定める加算の算定が可能	厚生労働大臣が定める基準該当障害福祉サービス独自の報酬単価(障害者の場合)を基準として市町村が定める食事提供体制加算・処遇改善加算を除き加算の算定不可

令和7年地方分権改革に関する提案について 障害者支援施設における設備基準等の見直し（管理番号 272）

提案団体

広島県、宮城県、広島市、大崎上島町、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会

提案内容

特別養護老人ホームの施設・設備等を有効活用して、障害者支援施設を併設できるよう、厚生労働省令で規定する利用者1人あたりの床面積、サービス管理責任者の配置及び入所定員の基準の参酌基準化を求める。

具体的な支障事例

本県の中山間地域では、障害者支援施設が無い地域があるため、両親の高齢化等により家庭での支援が限界を迎えたことにより、障害者支援施設への入所を希望されたとしても、近くの施設に入所できないケースが生じている。

一方で、過疎化の進展により、将来的に地域の特別養護老人ホームに空床が増加する見込みであり、このスペースに障害者支援施設を併設することにより、地域の障害者支援施設への入所ニーズに対応することができ、行政サービスの維持・向上が図られると期待される。

しかしながら、省令により、障害者1人あたり9.9m²以上の床面積が必要ということや、サービス管理責任者のうち1人以上は常勤であること、入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設は10人以上の入所を要するといった基準が定められており、当該基準が障壁となって障害者支援施設の併設が進まず、中山間地域における既存施設の有効活用に課題が生じている。

提案自治体（広島県、大崎上島町）へのヒアリング概要

- 令和7年10月31日、提案自治体（広島県、大崎上島町）に対しヒアリングを実施（内閣府地方分権改革推進室同席）

概要

1 背景・現状

- ・ 大崎上島町は離島（離島振興法指定地域）であり、島内に障害者支援施設は未設置
- ・ 島内に特別養護老人ホームは3カ所設置
- ・ 現在、島内に障害者支援施設が無いことから、やむを得ず島外（他自治体）の障害者支援施設へ入所している方は4名
- ・ 障害のある子どもを持つ家族からは、親なき後の支援について、不安の声がある。

2 大崎上島町での支障事例

- ・ 現行制度の利用定員10人以上の確保は困難（島内の対象者が少数）である。
- ・ サービス管理責任者の将来的な確保が困難になることを懸念している。
- ・ 併設予定の特別養護老人ホームでは、床面積基準（9.9m²）は上回っており、支障はないが他の自治体の過去基準で設置された施設等では支障となる可能性がある。

3 基準見直しがあつた場合の想定

- ・ 島内の3カ所の特別養護老人ホームのうちの1カ所への併設を想定
- ・ 島外施設に入所の4名及び短期入所利用者1名の計5名の入所を想定
- ・ 重度障害者対応などのグループホームの整備予定はない（人口規模上困難）。

4 地方分権改革推進室より

- ・ 提案自治体の事例は、中山間・離島地域に共通する課題として検討いただきたい。

（1）児童福祉法（昭22法164）

（viii）障害児通所支援（6条の2の2第1項）については、中山間地域等における提供体制の確保に資するよう、以下のとおりとする。

- ・指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）及び指定放課後等デイサービス事業所における従たる事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平24厚生労働省令15）8条及び67条）については、地方公共団体や事業者の意見を聴いた上で、設置に係る要件を緩和する方向で検討し、令和7年度中に必要な措置を講ずる。
- ・指定障害児通所支援事業者が事業所ごとに置くべき従業者の員数等（21条の5の19第3項）については、中山間地域等における実態把握及び地方公共団体や事業者の意見を踏まえ、その在り方について検討し、令和8年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2. 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や支援体制の方向性

（1）現状と課題、3つの地域の類型の考え方

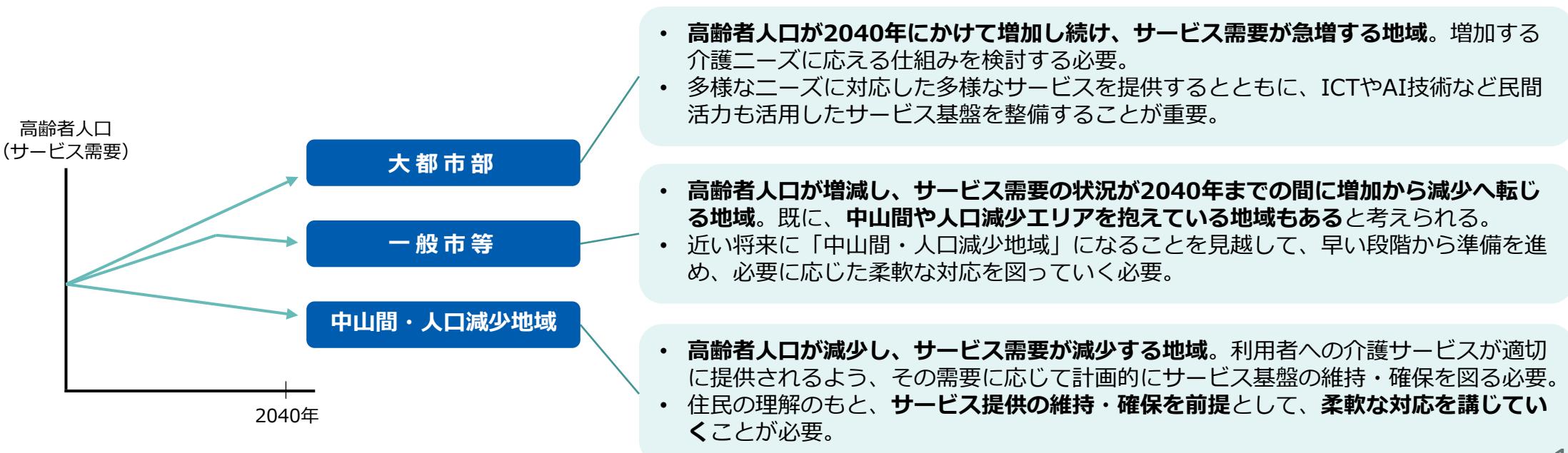
- 障害福祉分野については、その需要の動向に人口構造だけでなく様々な要素が関係し、精神障害や障害児を中心に全体として毎年約5%のペースでサービス利用が伸び続ける一方、例えば約30%の市町村で障害福祉サービスの利用者数について前年同期比がマイナスとなるなど、中山間地域や小規模自治体においてはサービスの利用に減少傾向が見られる。
- また、障害種別や特性に応じて個人のニーズも多様であり、きめ細かい対応が必要となる中、例えば都道府県別の人団10万人当たり障害福祉サービスの事業所数や従事者数が最多の都道府県と最少の都道府県で2倍以上の差があるなど、提供体制や実施事業、地域資源についても地域差があり、自らが希望する事業所のサービスを利用するため広域的なサービス利用となる場合がある。

（6）人口減少・サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や支援体制に係る福祉サービスの共通課題等に対する方向性

- 障害福祉分野については、介護分野における「中山間・人口減少地域」、「大都市部」、「一般市等」という地域の分類を基本としつつ、分野特有の需給状況や個々のニーズ等を踏まえ、その地域の状況に応じたサービス提供体制や支援体制を構築していくことが重要である。
- とりわけ中山間・人口減少地域については、島根県浜田市や江津市において、高齢化・人口減少による伝統産業の後継者不足に対処するため、業務の細分化・構造化を行い、障害者それぞれのこだわりとマッチングすることで、地域課題の解消を図るとともに、障害者の生涯にわたる仕事を生み出す取組が行われている。
- また、鹿児島県伊佐市では、小規模な地域であるがゆえに生まれる人的つながりを活用し、関係者同士が緊密に連携し、サービスの維持・確保を図る取組が行われている。しかしながら、更に人口減少が進めば、こうした仕組みを成り立たせることも厳しくなり、サービス提供が困難になるおそれもあるとの指摘があった。
- 現行制度では、共生型サービス、基準該当障害福祉サービスや多機能型、従たる事業所など、一定の要件の下で柔軟なサービスの提供を可能としているところである。現行制度の活用状況を踏まえつつ、その効果的な活用を促進していくとともに、介護保険制度等の他制度も参考としつつ、中山間・人口減少地域等において、必要に応じ、配置基準の弾力化など、制度を拡張・見直しをして対応していくことが考えられる。

現状・課題

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築やその推進が図られてきた。
- 今後、2040年には、65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加する。一方で、現役世代の生産年齢人口の減少も見込まれ、どのように高齢者を支えていくかが課題である。
- これに加えて、2040年に向けては、自治体・地域の規模によって、高齢化や人口減少のスピードには地域によって大きな差が生じることが見込まれ、地域によってサービス需要の変化は様々となる。
- このような中において、地域におけるサービス供給の状況を踏まえつつ、2040年に向けて、「時間軸」・「地域軸」の両視点から、地域における人口減少・サービス需要の変化に応じ、全国を「中山間・人口減少地域」、「大都市部」、「一般市等」と主に3つの地域に分類して、テクノロジー等も活用し、その地域の状況に応じたサービス提供体制や支援体制を構築していくことが重要である。
- また、人口構造の変化に応じて、各地域が3つの地域の類型を行き来する可能性がある。各地域において、サービス需要の変化を注視し、サービス提供体制等を検討していくことが求められる。



論点① 地域の類型の考え方

現状・課題（続き）

- 人口構造の変化に対して、サービスを過不足なく提供、維持するためには、どの地域においても**都道府県や市町村の役割**は重要。地域のサービス需要の変化に応じ、介護保険事業計画等のあり方や広域化等の取組の中で、それぞれの地域の類型に応じた対応策をどのように検討していくか、どのようにサービス提供体制を確保するための支援体制を構築していくか検討することが必要。
- 現行制度では、地域医療介護総合確保基金において、地域の介護ニーズに応じ、広域型施設への転換による受け皿の拡大、2施設以上の施設の集約化等の支援を行うこととしている。また、居宅サービス等については、厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていない場合であっても、**都道府県等が条例で定める基準を満たすもののうち、市町村等が必要と認める場合**には**基準該当サービス**としてのサービス提供を可能とするほか、離島や中山間等の地域において**市町村等が必要と認める場合**、離島等相当サービスとして**柔軟なサービスの提供**を可能としている。

論点に対する考え方

- 「中山間・人口減少地域」「大都市部」「一般市等」における対応は、当該地域の需給状況や個々のニーズ等とあわせ、今後の2040年を見据えた対応も踏まえつつ、**介護保険事業（支援）計画の策定プロセス**に着目して、それぞれの地域類型を意識しながら、**都道府県・市町村など関係者間でサービス基盤の維持・確保に向けた議論を行う**ことが考えられないか。
- 特に、サービス需要が減少する「中山間・人口減少地域」については、**サービス提供の維持・確保を前提**として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、**新たな柔軟化のための枠組みを設ける**必要があるのではないか。この場合、**当該枠組みの対象となる地域を明確化**することが必要ではないか。
- 当該枠組みの対象となる「中山間・人口減少地域」は、人口密度が希薄であることや交通が不便である等の中山間地等を対象地域とする**特別地域加算の対象地域**（※）を**基本**としつつ、更に、**人口減少や地域の事情等も勘案してその対象地域の拡充**が考えられないか。
※ 畦島振興法、奄美群島振興開発特別措置法等の地域を規定したうえで、その他個別の地域を厚生労働大臣告示で定めている。離島等相当サービスの対象地域とほぼ同一。
- その際、**市町村の中でもエリア**によって人口減少の進展は異なることを踏まえ、特別地域加算の対象地域が市町村の一部を指定可能であることも参考に、**市町村の中の一部エリア**についても**対象地域とする**ことが考えられないか。
- 具体の対象地域の指定の在り方については、介護保険事業（支援）計画の策定プロセスに着目して、市町村の意向も踏まえて**都道府県が関与**することが考えられないか。また、**国においても対象地域の考え方を示すなど**が考えられないか。

論点① 地域の類型の考え方

論点に対する考え方（検討の方向性）

- 「中山間・人口減少地域」「大都市部」「一般市等」のいずれにおいても、**2040年を見据えた対応について、介護保険事業（支援）計画の策定プロセス**において、各地域の類型を意識しながら、**都道府県・市町村など関係者間で議論を行うこと**が必要である。そのため、**地域の類型の区分の考え方**については、**第10期介護保険事業計画**に向けた基本指針において示すことが必要ではないか。

（地域の類型の区分の考え方）

「中山間・人口減少地域」	：高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する地域
「大都市部」	：高齢者人口が2040年にかけて増加し続け、サービス需要が急増する地域
「一般市等」	：高齢者人口が増減し、サービス需要の状況が2040年までの間に増加から減少へ転じる地域

- 特に、サービス需要が減少する「中山間・人口減少地域」については、**サービス提供の維持・確保を前提として、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、新たな柔軟化のための枠組みを設ける必要**があり、その際、**当該枠組みの対象となる地域を特定すること**が必要ではないか。

「大都市部」「一般市等」に該当する地域^(※1)については、高齢者人口の増減・サービス需要の変化の見通しに基づき、**現行制度の枠組みを活用したサービス基盤の維持・確保**が求められる。

（※1）「中山間・人口減少地域」のように、新たな柔軟化のための枠組みが必要となるものではないため、一定の基準を設けて該当地域を特定することは不要と整理。

- 「中山間・人口減少地域」の対象地域の範囲としては、**特別地域加算の対象地域**^(※2)を基本としつつ、更に、**地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう、高齢者人口の減少に着目して範囲を拡大すること**など、今後、都道府県・市町村における検討の支援のため、**国において一定の基準**^(※3)を示すことも検討すべきではないか。また、同一市町村内でもエリアにより高齢者人口の減少の進展は異なるため、**市町村内の一一部エリアを特定すること**も可能としてはどうか。

（※2）各個別法で規定されている地域（離島振興対策実施地域、奄美群島、振興山村、小笠原諸島、沖縄の離島）に加え、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由によりサービスの確保が著しく困難であると認められる地域を規定。

（※3）国において示す一定の基準については、今後、具体的の運用の中で介護給付費分科会等において議論。

- 「中山間・人口減少地域」の対象地域の**特定**については、新たな柔軟化のための枠組みの導入の検討に応じて、**介護保険事業（支援）計画の策定プロセス**において、**市町村の意向を確認し、都道府県が決定する方向で検討すること**としてはどうか。

論点② 地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み

現状・課題

- 介護事業所が様々なサービスを提供するに当たっては、それぞれの配置基準等を満たす必要がある。中山間・人口減少地域においては、生産年齢人口の減少が全国に比して進んでおり、**専門職等の人材確保が困難な中、人員基準を満たすことが困難となり、必要なサービス提供体制の維持・確保が難しくなっている**ケースが生じている。
- 現行制度において、居宅介護等においては、特例介護サービスとして、
 - ・ 厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていない場合に、都道府県等が条例で定める基準を満たすものうち、市町村等が必要と認める場合には、**基準該当サービス**としてのサービス提供を可能とするほか、
 - ・ 離島や中山間等の地域において市町村等が必要と認める場合、**離島等相当サービス**として柔軟なサービスの提供を可能としており、こうした制度を活用しながら、サービスの維持を図っている取組が見られる。
- ※ 例えば、鳥取県においては、基準該当サービスの枠組みを活用して、季節ごとの利用者の繁閑に応じて、訪問介護と短期入所生活介護との間で人員を融通している例が見られた。
また、長崎県の離島地域においては、人員の確保が困難な中でもサービス維持できるよう、地域の関係機関等と連携を図りながら、基準該当サービスや離島等相当サービスにより訪問介護や通所介護等を実施している例が見られた。
- **中山間・人口減少地域**においては、今後、人口減少がさらに進み、担い手の不足が見込まれる中で、**地域の介護事業者や関係職種間で連携を行いながら、地域の高齢者が必要なサービスを受けられる体制を引き続き維持・確保できるよう、必要な対応を検討**することが必要。

論点② 地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み

論点に対する考え方

- 中山間・人口減少地域において、地域の高齢者が必要なサービスを受けられる体制を引き続き維持・確保できるよう、特例介護サービスの枠組みを拡張することにより、必要な対応を行うことが考えられないか。
- その際、サービスの質の確保や、職員の負担等にも配慮しつつ、サービス・事業所間での連携等を前提に、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等を行うことが考えられないか。
- また、中山間・人口減少地域では、都市部等とは事業環境が異なる中、特に訪問系サービスでは、地域の実情に応じた包括的な評価の仕組みを実施可能とすることが考えられないか。（論点③参照）
- こうした枠組みについては、現行の居宅サービス等以外にも、実施対象を広げることが考えられないか。

		特例介護サービス		考え方
指定サービス		基準該当サービス	離島等相当サービス	
地域	全国（地域限定なし）	全国（地域限定なし）	厚生労働大臣が定める地域（告示）	
指定・登録	指定権者による指定	市町村等（保険者）に登録	市町村等（保険者）に登録	中山間・人口減少地域において実施することが考えられるか（論点①参照）
人員配置基準	国で定める基準に従い都道府県等が条例で規定	国で定める基準（指定サービスより緩和）に従い都道府県等が条例で規定	規定なし	サービス・事業所間の連携等を前提に、管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件の緩和等が考えられるか
報酬	全国一律の介護報酬	全国一律の介護報酬を基準に市町村等で設定	全国一律の介護報酬を基準に市町村等で設定	特に訪問系サービスにおいて、地域の実情に応じた包括的な評価の仕組みも可能とすることが考えられるか（論点③参照）
類型	施設・居宅サービス等	居宅サービス等	居宅サービス等	居宅サービス等以外にも対象を広げることが考えられるか

論点② 地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み

第124回意見を踏まえた論点・考え方

- 中山間・人口減少地域に限定して、サービス自体の維持・確保のために必要な場合への特例的な対応としては、都道府県・市町村の介護保険事業（支援）計画の議論において、人材確保を重点的に行うことや、生産性向上（ICT活用等）の方策など、他の必要な施策を講じた上で、それでもなおサービスの維持・確保のためにやむを得ない場合に検討することが考えられるのではないか。
- あわせて、
 - ・ 職員の負担等への配慮の観点から、ICT機器の活用や、同一法人の併設事業所間などサービス・職種間で必要な連携体制が確保されていることを前提として、管理職や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件を緩和すること
 - ・ サービスの質の確保の観点から、市町村の適切な関与・確認や、配置職員の専門性への配慮を行うこと
 を前提とすることが考えられるか。（※）詳細な運営基準の要件については、今後、上記を前提に、介護給付費分科会等において議論。
- こうしたことも踏まえつつ、中山間・人口減少地域に限定して特例的なサービス提供を行う枠組みとして、特例介護サービスに新たな類型を設けることが考えられないか。

【新たな類型案のイメージ】

		特例介護サービス		新たな類型案
指定サービス		基準該当サービス	離島等相当サービス	
地域	全国（地域限定なし）	全国（地域限定なし）	厚生労働大臣が定める地域（告示）	<p>中山間・人口減少地域</p> <p>市町村等（保険者）に登録</p> <p>国で定める基準（基準該当サービスと同等又は緩和）に従い、都道府県が条例で規定</p> <p>※ 職員の負担や質の確保への配慮が前提</p> <p>※ 地域密着型については市町村が規定</p> <p>地域の実情に応じた包括的な評価の仕組みの設定も可（論点③参照）</p> <p>居宅サービス等+α（次々頁参照）</p>
指定・登録	指定権者による指定	市町村等（保険者）に登録	市町村等（保険者）に登録	
人員配置基準	国で定める基準に従い都道府県等が条例で規定	国で定める基準（指定サービスより緩和）に従い都道府県等が条例で規定	規定なし	
報酬	全国一律の介護報酬	全国一律の介護報酬を基準に市町村等で設定	全国一律の介護報酬を基準に市町村等で設定	
類型	居宅・施設サービス等	居宅サービス等	居宅サービス等	

論点② 地域の実情に応じたサービス提供体制の維持のための仕組み

（参考）特例介護サービスごとの活用・運用のイメージ



論点③ 地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

現状・課題

- 中山間・人口減少地域において、特に訪問系サービスでは、利用者の事情による突然のキャンセルや利用者宅間の移動に係る負担が大きく、また、高齢者人口の減少に伴うサービス需要の縮小、季節による繁閑の激しさなどから、年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持に当たっての課題となっている状況。

論点に対する考え方

- これらの地域において、安定的な経営を行うための報酬の仕組みとして、例えば、訪問介護について、現行のサービス提供回数に応じた出来高報酬と利用回数に左右されない月単位の定額報酬（包括的な評価の仕組み）を選択可能とするような枠組みを設けることが考えられないか。

出来高の報酬（報酬単価×利用回数）

○ メリット

- ✓ サービスの利用回数や時間に応じた報酬となるため、特に事業者にとって納得感が得られやすい。
- ✓ 利用回数や時間の少ない利用者は負担が軽く、利用を開始できるため、サービス利用のインセンティブが働きやすい。

● デメリット

- ✓ 利用者数や利用状況に応じて毎月の収入が変動し、地域特性や事業所規模によっては、年間を通じた安定的な経営が困難となる場合がある（冬期の利用者減で大幅に収入が減少するなど）。
- ✓ 特に移動時間が長く、1日の訪問回数が限られる地域では、突然のキャンセル等による機会損失の影響が大きくなる。
- ✓ 利用回数や時間の少ない利用者の受け入れに対する収益面でのインセンティブが働きにくい。

新たな選択肢

地域の事情に応じた包括的な評価の仕組み（月単位で定額）

○ ポイント

- ✓ 利用者数に応じて収入の見込みが立つため、特に季節による繁閑が大きい地域や小規模な事業所において、経営の安定につながる。
 - ✓ 移動時間など、地域の実情を考慮した報酬設定が可能となるほか、突然のキャンセル等による機会損失を抑制し、予見性のある経営が可能になる。
 - ✓ 利用回数や時間の少ない利用者を受け入れた場合でも、収益が確保できる仕組みとなる。
 - ✓ 安定的かつ予見性のある経営が可能となることで、常勤化が促進されるなど継続的かつ安定的な人材確保につながる。
 - ✓ 利用者の状態変化により利用回数や時間が増えた場合でも、負担が変わらず、安心感がある。
- （※）想定される事業者の提供形態や利用者の利用形態の変化等に配慮することも必要。

論点③ 地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

第124回意見を踏まえた論点・考え方

- **特例サービスの新たな類型の枠組みを拡張して、現行の出来高払いによる報酬とは別途、包括的な評価（月単位の定額払い）の選択肢を確保することについて**は、
 - ・ 利用者数に応じて収入の見込みが立つため、特に季節による繁閑が大きい地域や小規模な事業所において、経営の安定につながる
 - ・ 移動時間など、地域の実情を考慮した報酬設定が可能となるほか、突然のキャンセル等による機会損失を抑制し、予見性のある経営が可能になる
 - ・ 利用回数や時間の少ない利用者を受入れた場合でも、収益が確保できる仕組みとなる
 - ・ 安定的かつ予見性のある経営が可能となることで、常勤化が促進されるなど継続的かつ安定的な人材確保につながる
 - ・ 利用者の状態変化により利用回数や時間が増えた場合でも、負担が変わらず、安心感がある。
 等のメリットが期待されるところ。
- その一方で、検討に当たっては、**以下のような点に十分な留意が必要**であり、これらを踏まえて、**丁寧な実態把握を行いながら、以下の方向性で検討を進めていくこと**について、どのように考えるか。
 - 利用者ごとの利用回数・時間の差にも配慮しながら、利用者間の不公平感を抑制する必要がある。また、包括的な評価に移行した場合に、利用者の費用負担が急激に増えることや、支給限度額との関係でサービス利用に過度な制約がかからないよう、適切に配慮を行う必要がある。また、保険料水準の過度な上昇を抑制する観点も踏まえて、サービス提供量と比べて過大な報酬とならないようにすることが必要。
 - **例えば、利用者像ごとに複数段階の報酬区分を設定することや、支給限度額との関係性にも配慮しつつ包括化の対象範囲を設定するなど、きめ細かな報酬体系とする方向で検討が必要か。**
 - また、**包括的な評価の仕組みを導入する事業者の経営状況や、サービス提供状況等に与える影響を十分に検証した上で、関係者の意見も丁寧に伺いながら、報酬水準の設定・見直しを進める前提での検討が必要か。**
 - サービス利用にかかわらず一律の報酬となることにより、利用者が必要以上にサービスを利用する、事業者が必要なサービス提供を控える、といったモラルハザードを抑制する必要がある。
 - **指定サービスと同様、適切にケアマネジメント（利用者の状況等を踏まえたケアプラン作成や給付実績管理等）が行われることを担保する方向で検討が必要か。**

（※）具体的な報酬設定の内容については、上記の考え方を踏まえつつ、介護給付費分科会等において議論。

論点③ 地域の実情に応じた包括的な評価の仕組み

論点に対する考え方（検討の方向性）

- 中山間・人口減少地域の事業者が、安定的な経営を行うための報酬の仕組みとして、**特例介護サービスの新たな類型の枠組みを活用**して、例えば訪問介護について、包括的な評価（月単位の定額払い）を選択可能とすることが考えられるのではないか。
(※) 指定サービスと同様、適切なケアマネジメントが行われるなど、モラルハザードを抑制するための仕組みを併せて検討。
- 具体的な報酬設計については、**利用者像ごとに複数段階の報酬区分を設定することや、支給限度額との関係性にも配慮しつつ包括化の対象範囲を設定するなど、きめ細かな報酬体系とする方向**で丁寧に検討を進めることが必要ではないか。
- このため、報酬水準の設定に当たっては、**包括的な評価の仕組みを導入する事業者の経営状況や、サービス提供状況等に与える影響を十分に検証した上で、関係者の意見も丁寧に伺いながら検討することが必要ではないか。**
(※) 具体的な報酬の在り方については、今後、介護給付費分科会において議論。

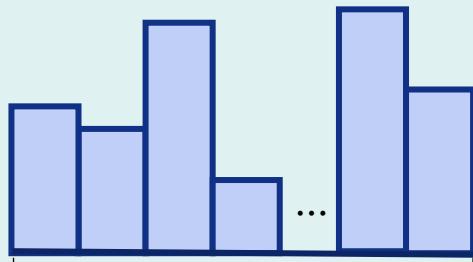
＜包括化の対象範囲として考えられるイメージ（案）＞

※一例としては、以下のような方法が考えられるが、経営に与える影響、サービス提供に与える影響、モラルハザードの抑制など、様々な観点を踏まえつつ、介護給付費分科会において議論。

（現行：出来高報酬）

✓サービス内容・提供時間に応じて回数単位・出来高で算定

✓各種加算は事業所の体制や利用者の状態に応じたサービス提供等を踏まえて回数単位・出来高で算定

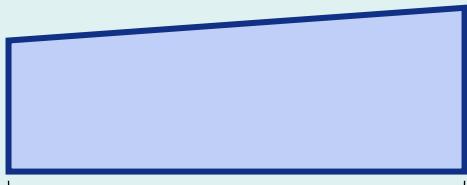


（包括報酬）

✓月単位・定額で算定（要介護度や事業者の体制を踏まえた多段階）

✓各種加算も大くくりで包括化、簡素な仕組みに

※ 標準的な提供回数を超える分等は、別途算定



＜導入に向けたスケジュールのイメージ（案）＞

- こうしたニーズを有する地域に対して迅速に対応できるよう、**希望する自治体においては、第10期計画期間中（令和9年度～11年度）の実施を可能とすることを目指す。**
- これに先立ち、**給付費分科会において、第9期計画期間中（～令和8年度）に、希望する自治体が実施するための単価の在り方の検討を進める。**
※ 報酬体系の在り方やその水準の妥当性については、希望する自治体の実施状況等を踏まえて、丁寧な実態の把握及び検証を行うことが前提。

論点④ 介護サービスを事業として実施する仕組み

現状・課題

- 中山間・人口減少地域において、サービス需要が減少し、単独サービスでは安定的な経営に必要な利用者の確保に課題を抱える場合やサービス提供体制が限られている場合には、各サービスの提供主体を個別に確保することが困難なケースも想定されるところ、こうした状況であっても、地域の高齢者に対するサービス提供が維持・確保できるよう、必要な方策を検討することも考えられる。

論点に対する考え方

- 市町村が、地域におけるサービス需要の状況やサービス提供体制の実情に応じて、柔軟にサービス基盤を維持・確保していくことができるよう、市町村が、その実情に応じて、介護サービスを、給付に代わる新たな事業（新類型）として、介護保険財源を活用して実施できる仕組みを設けることが考えられないか。

（事業による仕組みのポイント）

- ✓ 利用者ごとの個別の利用実績に応じた支払いではなく、事業の対価として事業費（委託費）により支払いを行うことにより、利用者の増減の変化等に対応しつつ、収入の予見性を高め、経営の安定につなげられるようになることも考えられる。
- ✓ 実際のサービス提供は、事業者に委託することを想定。市町村内に事業所がない場合に、周囲の市町村の事業所に委託することや、複数のサービス類型を組み合わせて委託を行うことが考えられる。

論点④ 介護サービスを事業として実施する仕組み

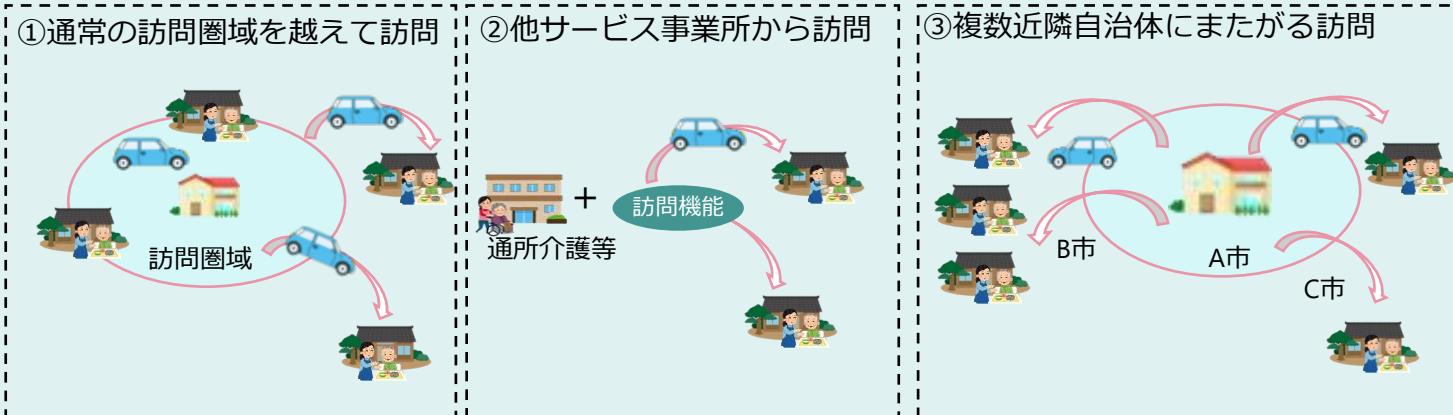
論点に対する考え方（検討の方向性）

【新たな事業のポイント】

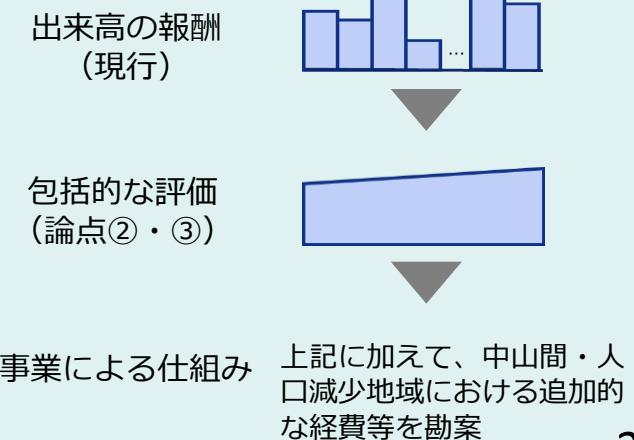
- 中山間・人口減少地域における介護サービス基盤の維持・確保のため、給付の枠組みの中で、特例介護サービスの新たな類型や、当該類型を活用した包括的な評価の仕組みの創設を検討（論点②・③）。今後、2040年を見据えると、サービスを提供する担い手だけでなく、更なる利用者の減少が進む地域も想定される中、こうした給付による特例の仕組みを活用しても、なおサービス提供体制を維持することが困難なケースが想定される。

※ 現在は、自治体がかかりましの移動コストを負担するケースや、自治体の後押しにより、介護ソフト等のＩＣＴの活用や、地域の診療所・ケアマネジャー・他の介護サービス事業所との連携を密に行うことにより対応している実態がある。
- 地域の選択肢の一つとして、契約に基づき利用者本位でサービスを選択するという介護保険の制度理念を維持するとともに、利用者が住み慣れた地域を離れ、在宅での生活を継続することが困難となる状況を防ぐ観点から、給付の仕組みに代えて、市町村が関与する事業により、給付と同様に介護保険財源を活用し、事業者がサービス提供を可能とすることが考えられる。
- こうした観点を踏まえて、中山間・人口減少地域において、市町村が、地域におけるサービス需要の状況やサービス提供体制の実情に応じて、柔軟にサービス基盤を維持・確保していくことができるよう、特例介護サービスとあわせて、市町村が、事業として、給付の仕組みと同様、介護保険財源を活用して柔軟に実施できる選択肢を設けることが考えられないか。

＜事業による仕組みを活用することが想定されるケース＞



＜収入のイメージ＞



論点④ 介護サービスを事業として実施する仕組み

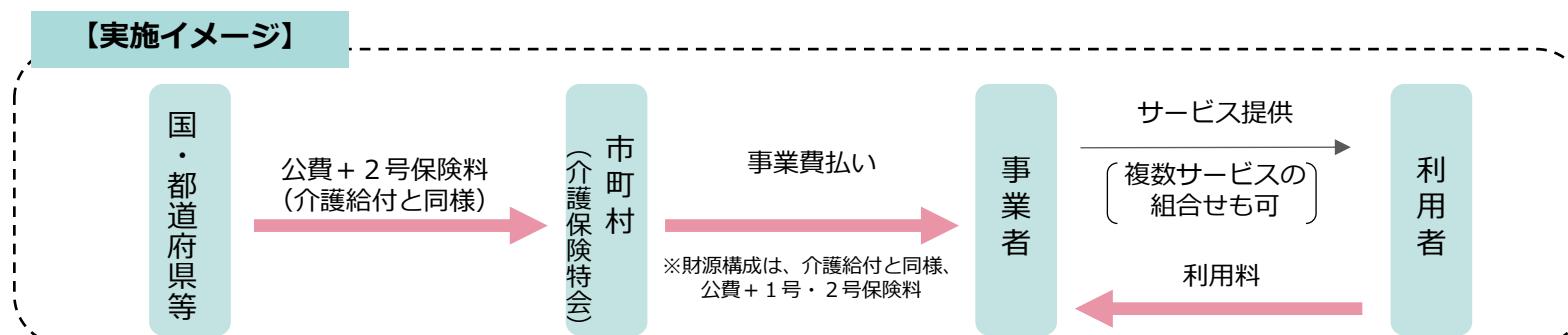
論点に対する考え方（検討の方向性）（続き）

【実施することが想定されるサービス】

- 要介護者に対して、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等といった居宅サービスと同様のサービスを実施できるようにするとともに、事業者が不足している場合など、こうしたサービスを組み合わせて提供することも可能としてはどうか。
 - ※1 現行の介護保険サービスと同様、利用者が本事業以外の介護保険サービスと組み合わせてサービス提供を受けることも可能。
 - ※2 こうした仕組みによるサービス提供についても、利用者との契約に基づき、適切なケアマネジメントを経て、要介護者に対して介護サービスを提供することは、指定サービスと変わりがない。
 - ※3 短期入所生活介護等については、本事業において要支援者に対しても実施することを可能とすることを想定。訪問介護・通所介護については、総合事業において実施（本事業と一体的に委託することも可能とする）
 - ※4 市町村事業の導入の検討については、対象地域の特定と併せて、介護保険事業（支援）計画の策定プロセスの一部として、被保険者（住民）等関係者の意見を聞くことを想定。

【サービスの質の確保に向けた仕組み等】

- 事業者が運用上守るべき基準については、市町村の事務負担にも配慮する観点から、国において一定の標準的なひな型を示すことを検討してはどうか。
- また、事業者が適切にサービスを提供しているかどうかについて、市町村が適切に関与・確認することが考えられるか。



論点④ 介護サービスを事業として実施する仕組み

論点に対する考え方（検討の方向性）（続き）

【事業費の考え方】

- 12ページの「事業の仕組みを活用することが想定されるケース」も踏まえ、今回の新たな事業の仕組みによる事業費については、例えば、**圏域を超えて訪問する際の経費など、中山間・人口減少地域へのサービス提供に係る追加的な費用も勘案すること**を可能としてはどうか。
(※1) 複数のサービスを組み合わせて弾力的に提供するケースなどが想定されることを踏まえると、単独の事業所等におけるサービス提供時に要するコストと比べて、一定程度効率的に実施することも可能になることが想定される。

【財源の在り方】

- **新たな事業は、地域支援事業の一類型として実施することとし、その財源構成は、現行の介護給付と同様、国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%、1号保険料23%、2号保険料27%とすることが考えられるか。**
(※2) 市町村が、要支援者等に対して要介護状態になることの予防や日常生活支援のために実施する介護予防・日常生活支援総合事業など、現行の地域支援事業における他事業とは趣旨目的が別であることから、これらとは異なる新しい事業類型の、市町村の選択により実施できる事業として位置付ける方向で検討。
(※3) 新たな事業を実施することにより、中山間・人口減少地域における在宅サービスが継続的に提供され、当該地域における在宅の要介護高齢者が引き続き在宅で生活することが可能となること等を踏まえると、この事業の実施が当該市町村の介護保険財政に与える影響は、総体的に見ればそれほど大きなものとはならないと考えられるものの、保険財政規律確保の観点から、当該事業費の総額についても、他の地域支援事業と同様に、高齢者の伸び率等を勘案した上限額を設定することが考えられる。

【実施に当たっての検討の進め方】

- 包括的な評価の仕組み（論点③）と同様、中山間・人口減少地域における事業者の経営やサービス提供の状況等を十分に検証の上、都道府県や市町村も含めて、関係者の意見を丁寧に伺いながら検討を進めることが必要ではないか。

論点⑤ 介護事業者の連携強化

現状・課題

- サービス需要の減少する中山間・人口減少地域においても、地域住民のニーズに応じ必要な介護サービスの提供が継続される体制を確保していくことが課題。
- そうしたなか、介護事業所の協働化により、教育体制の整備による人材育成、共同購入・経費削減、地域貢献などの成果が他事例でも見られるところ、2040年を見据え、各地域においてこうした介護事業者の連携強化を推進するための仕組みの構築が課題。

介護サービス事業所の経営の協働化の事例

※1 令和3年度老人保健健康増進等事業「介護経営の大規模化・協働化に関する調査研究事業事例集」をもとに作成

※2 各好事例は、小規模法人のネットワーク事業の補助金を活用して運営。

妻有地域包括ケア研究会
(12法人・88拠点・164事業所)

新潟県の提案に基づき、設立準備委員会を立ち上げて研究会を開設。

- ▶ **人財育成の協働化**により、ケアの質向上、職員のやりがい・働きがいにつながり、離職率が2桁から1桁に落ち着いた。
- ▶ **備品の共同購入**によりボリュームディスカウントを受けることができた。

一般社団法人福智町
社会福祉連携協議会
(24法人・52事業所)

社会福祉協議会が推進役を担い、協議会を設立。令和3年4月に法人化。

- ▶ **合同での人財募集**のチラシ作成や、専用ページの開設、外国人介護人材の受入体制等の整備を行った。**合同研修**により講師費用等を抑えることができた。
- ▶ マスクや抗原検査キットなどの**共同購入**を実施。また、電力会社と交渉し**大規模特約割引契約**に至った。

やまがの介護
協働推進ネットワーク
(10法人・10事業所)

生活支援コーディネーターのいる法人が中心となり連携。

- ▶ 地域住民と施設職員との**共同研修を実施**。
- ▶ 山鹿市の全世帯に求人チラシを年2回配布。在宅を支援する職員が不足しているため、「働くことのできる高齢者」等へ働きかけ、**職員確保**。

論点⑤ 介護事業者の連携強化

論点に対する考え方

- 中山間・人口減少地域において、**地域における介護サービス提供体制を確保するとともに、地域のサービス需要に柔軟に対応する観点から**、都道府県や市町村と連携しながら、法人や介護事業所が、中心的な役割を果たすよう仕組みが有効ではないか。
例えば、法人や介護事業所が、
 - ・ **一定期間にわたり事業継続する役割を担うことや、**
 - ・ **複数介護事業所間の連携を促進するとともに、他法人・事業所の間接業務の引受けを行う等を通じた生産性向上等の取組を推進する**といった仕組みが考えられるのではないか。
- こうした、法人や事業所による地域における連携等を促すためには、どのような行政の関与やインセンティブが必要か。
- こうした仕組みも活用しながら、地域におけるサービスの一定期間の継続等にかかる方針について、関係者が協議することが重要なのではないか。都道府県、市町村、法人、事業所の果たすべき役割はどのようなものか。

論点⑤ 介護事業者の連携強化

- 小規模な事業所間の連携については、人材募集や研修の共同実施といった取組が進められているが、特に連携先の法人を見つけること、増やすことが課題となっており、その担い手となり連携を推進する法人が求められるのではないか。

小規模な事業所間の連携事例

地域の中核法人主導の協働化

社会福祉法人東北福祉会
連携先：社会福祉法人 2法人
(3法人・5事業所)

取組内容

- ・法定研修の共同開催
- ・イベント開催による介護職の魅力発信

協働化の効果

- ・研修のマンネリ化や講師の固定化の解消
- ・他事業所の取組を知ることで、自事業所の業務振り返りのきっかけに

取組を進める上でのポイント

✓法人間のつながり
協働化前から、相談等ができるような法人間のつながりがあった

課題

つながりのない他法人と連携していくこと

自治体主導の協働化

社会福祉法人ふるさと
連携先：社会福祉法人 3法人、有限会社 1法人
(5法人・23事業所)

取組内容

- ・人材募集や研修の共同実施
- ・課題別セミナーの共同実施

協働化の効果

- ・事業所の課題に関する問題認識を共有できた
- ・研修・講義の満足度が高く、経営面への効果につながる実感を得られた

取組を進める上でのポイント

✓自治体の呼びかけ
自治体の呼びかけにより、地域のつながりが生まれた

課題

・賛同者を増やしていくこと
・継続した支援（財政的、専門的助言等）のための自治体との連携

論点⑤ 介護事業者の連携強化

論点に対する考え方（検討の方向性）

- サービス需要の減少する中山間・人口減少地域においては、地域住民のニーズに応じ必要な介護サービスの提供が継続される体制を確保していくため、**地域における連携の推進が重要**であり、特に小規模事業者が多い離島・中山間地域において必要な取組と考えられる。また、将来的に社会福祉連携推進法人に展開することも期待される。
- 当該地域における各サービスの一定期間の継続等にかかる方針について、地域内の事業者連携や残された地域資源、地域住民との協力体制も踏まえ、都道府県、市町村、法人、事業所が協議することが重要と考えられる。

→ 中山間・人口減少地域において、都道府県及び市町村と連携しながら、**地域のニーズに応じた事業継続を担うとともに、介護事業者間の連携において中心的な役割を果たす法人・介護事業所に対し、インセンティブを付与することが考えられるのではないか。**

→ インセンティブの内容としては、例えば、法人間での人材の連携等を前提とした配置基準の弾力化、ICT等テクノロジー導入補助金の補助率引き上げや介護報酬の加算における更なる評価などが考えられるのではないか（※）。

（※）詳細については、今後、上記を前提に、介護給付費分科会等で議論。

【イメージ】

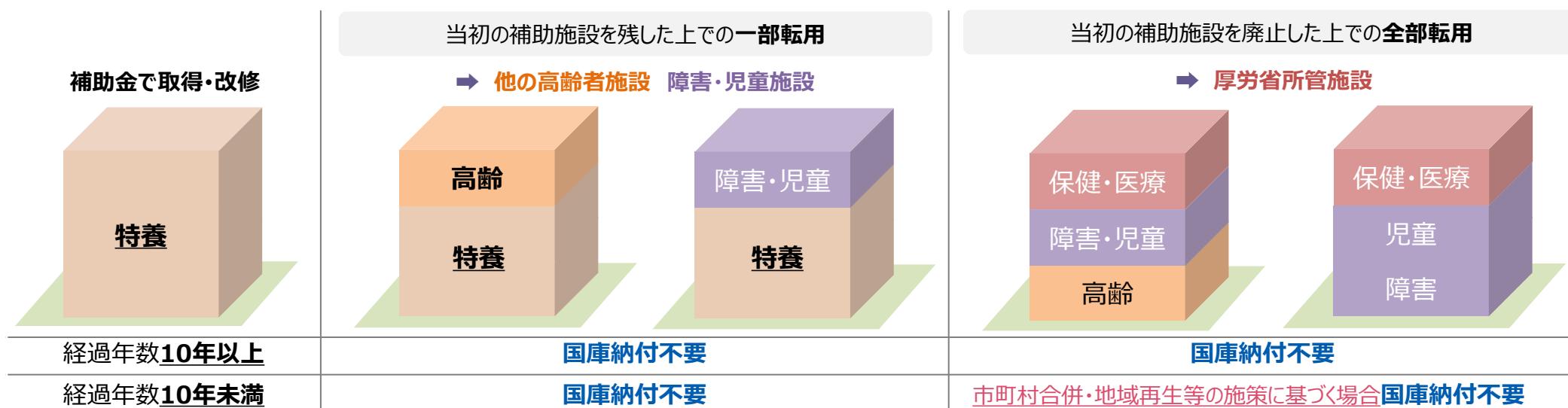


論点⑥ 地域の実情に応じた既存施設の有効活用

現状・課題

- 社会福祉法人、医療法人等が所有する施設等の財産について、取得・改修の際に国庫補助がなされている場合においては、転用・貸付の後に社会福祉事業等を行う場合であっても、財産取得から10年未満の転用の場合（補助対象事業を継続した上で一部転用する等の承認要件を満たす場合を除く。）等には、原則、処分制限期間に対する残存年数等に応じた補助金の国庫返納が必要となっている（次頁）。このような制限の趣旨を踏まえつつ、柔軟な対応の検討を行っていく必要がある。
- サービス需要が減少する中山間・人口減少地域において、介護保険施設の機能を柔軟に変化にさせながら、地域の関係者との協働のもとでサービスを確保していくため、経過年数10年未満の施設等であっても、
 - ・ 一定の条件下における全部転用（補助対象事業を継続した上で一部転用する等の場合を除く。）、
 - ・ 一定の条件下における廃止（計画的な統廃合に伴う一定の機能を維持した上で廃止に限る。）等
 について、補助金の交付の目的に反するものとして返還を求められることのないよう、承認要件の見直しを検討することが考えられる。その際、介護サービスのみならず横断的に福祉サービスを確保する観点から、介護保険施設から障害者施設・児童福祉施設等への転用や、複数施設の統合といった異なる分野も含めた横断的な検討が必要である。

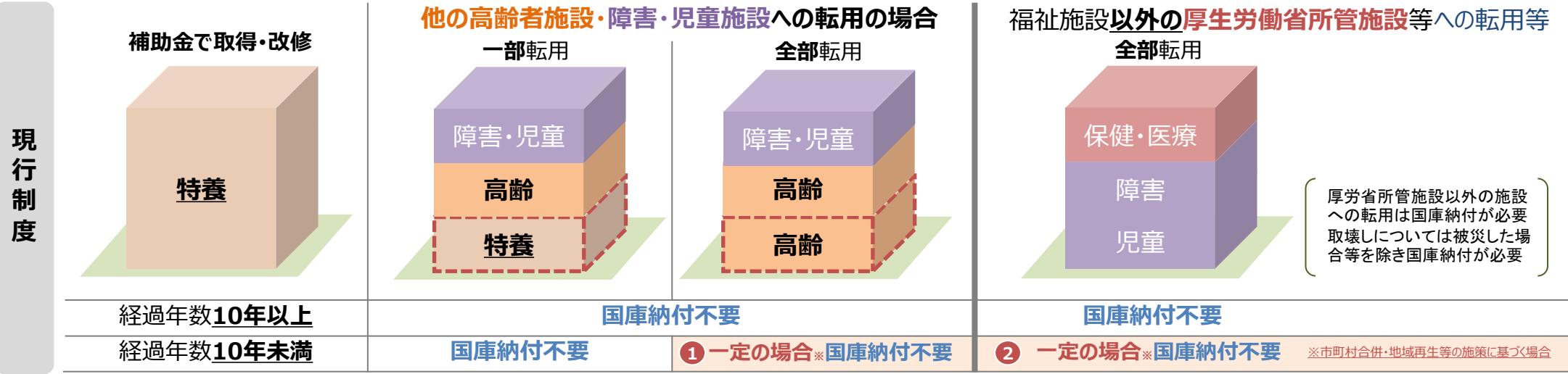
＜参考＞現行制度で国庫納付を求めないこととしている転用のケース（承認要件を満たす場合）



論点⑥ 地域の実情に応じた既存施設の有効活用

論点に対する考え方

- 中山間・人口減少地域の既存資源を有効活用しながら、地域のサービス需要の変化に柔軟に対応するため、国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求める特例を検討してはどうか。



- 中山間・人口減少地域の特例として、介護サービス需要の変動に対応するため市町村等が計画的に行う転用については、市町村合併・地域再生等の施策に基づくものと同様に国庫納付を不要とする特例を設けてはどうか。
- その際、補助金の交付の目的に鑑み、高齢者施設への転用を基本とすることが適當という前提で、
 - ① 例えば、経過年数10年未満の施設で、当初の事業を継続することが介護保険事業計画等の達成に支障を生じるおそれがある場合は、高齢者施設への全部転用（一部を障害・児童施設に転用する場合を含む。）を認めることが考えられるのではないか。
 - ② さらに、高齢者人口の急減等、真にやむを得ない場合において、他の施設との統合等のため高齢者事業を廃止する場合は、自治体、地域の事業者・関係者・住民との合意形成を図った上で介護保険事業計画等へ位置づけることを条件に、福祉施設以外の厚生労働省所管施設等への転用等を認めることが考えられるのではないか。
 この場合、厚労省所管施設以外の施設への転用や取壊し等については、国庫補助がなされていることを踏まえた検討が必要ではないか。

論点に対する考え方（検討の方向性）

- 中山間・人口減少地域（論点①）に所在する介護施設等について、**以下の場合における転用等の際には国庫納付を不要とする特例**を設けてはどうか。

※「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会で論点に上がった「社会福祉法人がやむを得ず解散する場合に、その施設等を自治体に帰属させること」については社会保障審議会福祉部会で議論されている。

経過年数10年未満の特例（案）①

当初の事業を継続することが**介護保険事業計画等の達成に支障を生じるおそれがあると自治体が判断する場合は、福祉施設（高齢者・障害者・児童施設）への全部転用等（高齢者施設が含まれる場合に限る）**の際の国庫納付を不要とする。

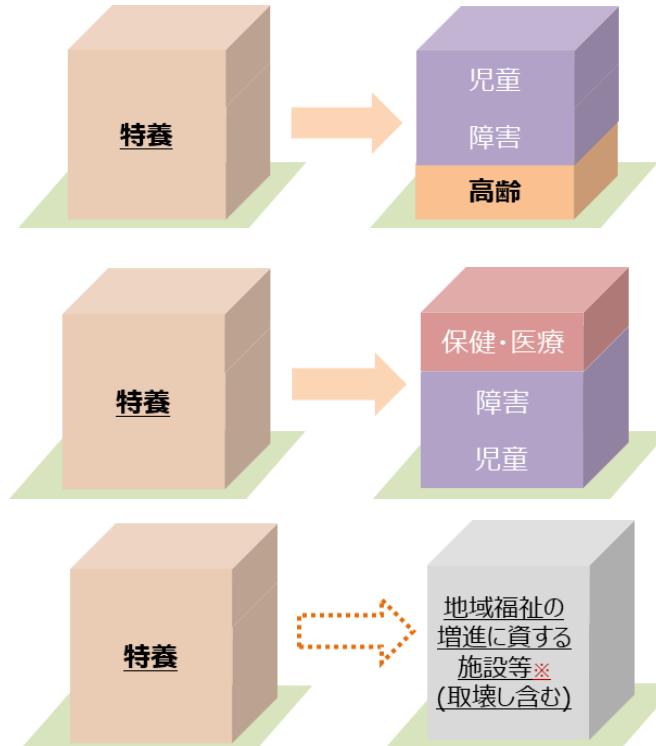
経過年数10年未満の特例（案）②

高齢者人口の急減等、真にやむを得ない場合において、他の施設との統合等のため**高齢者事業を廃止する場合は、自治体、地域の事業者・関係者・住民との合意形成を図った上で介護保険事業計画等へ位置づける**ことを条件に、**福祉施設以外の厚生労働省所管施設等（こども家庭庁所管施設、サービス付き高齢者向け住宅を含む。）**への転用等の際の国庫納付を不要とする。

厚労省所管施設以外への転用の特例（案）

- 国の予算が各省各庁の長に対して配賦されることに鑑み、厚労省所管施設以外の施設への転用等については、被災した場合の取壊しを除き、**経過年数10年以上であっても国庫納付を求めてい**る。
- 他方、中山間・人口減少地域においては、既存施設の移転による機能の集約化を含めたサービスの再編が求められることも想定され、**既存施設を幅広い用途に活用することも想定**される。
- 中山間・人口減少地域に所在する介護施設等について、**他の地域に当該介護施設等の機能移転を行う場合**であって、かつ、特例（案）②のプロセスを経ているときは、厚労省所管施設以外の**地域福祉の増進に資する施設等への転用や取り壊し**の際の国庫納付を不要としてはどうか。また、この特例については経過年数10年以上のものに限ることが適当ではないか。

＜転用イメージ＞



厚労省所管施設以外の施設への転用は国庫納付が必要
取壊しについては被災した場合等を除き国庫納付が必要

2. 人材確保・生産性向上等

2. 人材確保・生産性向上等

現状・課題

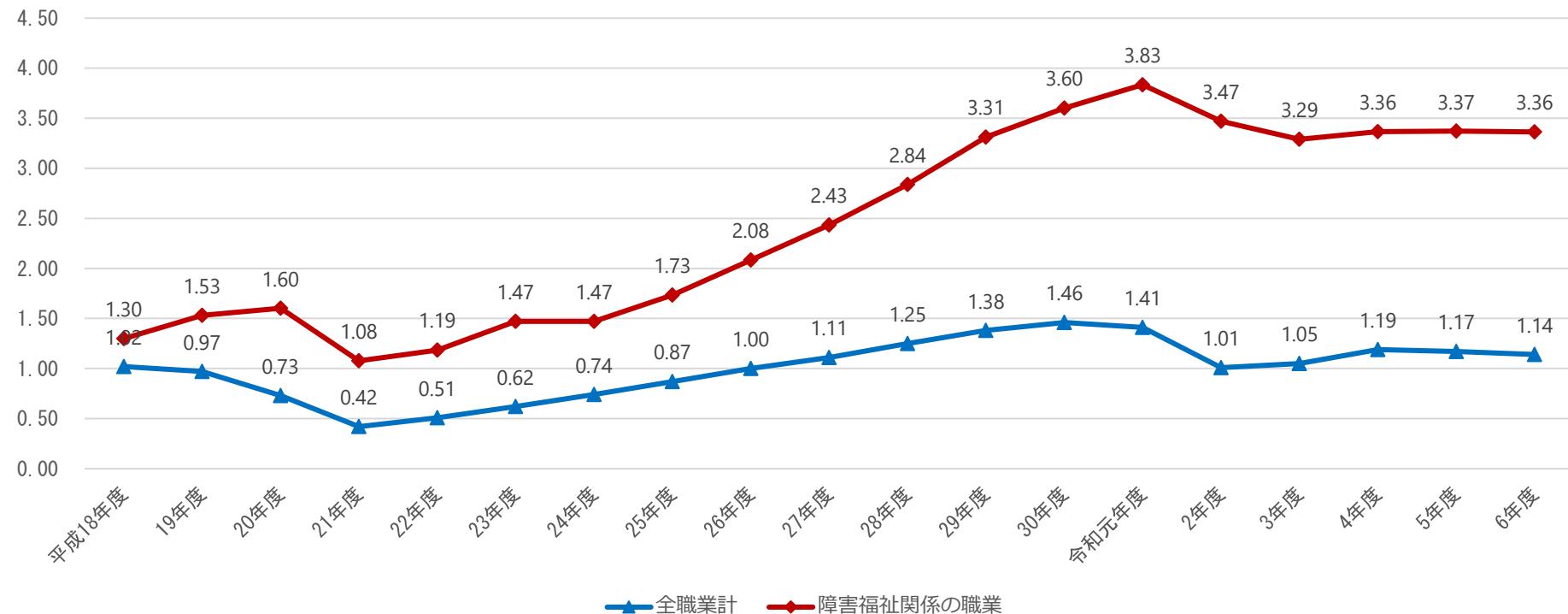
- 障害福祉分野においても、有効求人倍率が令和7年9月時点で3.29倍と高い水準で推移しており、障害福祉サービスの利用者が引き続き増加傾向にある中で、人材確保は喫緊の課題である。
- 人材確保やその定着については、処遇改善をはじめ、職場環境改善、手続き負担の軽減、魅力発信等、総合的な対策を進めてきているが、引き続き、介護分野等の取組も参考としつつ、他分野と連携できる部分は連携しながら、施策を進めていくことが求められる。また、地域により利用者や従事者の状況等は異なることから、各地域の実情に応じた人材確保対策を進める必要がある。
- ケアの充実のための生産性向上に向けては、介護現場の取組も参考にしつつ、障害福祉分野では障害種別や障害特性等に応じた支援が求められることを十分に踏まえ、障害福祉現場における生産性向上の目指すべき姿や必要な取組を明らかにしていくとともに、各自治体や事業所における取組を一層推進していくことが求められる。

今後の方向性

- 人材確保や生産性向上等に向けて、現行の取組を引き続き推進しつつ、介護分野等の取組も参考に、国・都道府県・市町村・事業者等の役割にも留意の上で、以下の取組を進めることとしてはどうか。
 - ① 人材確保や生産性向上に関する事項を都道府県・市町村の障害福祉計画・障害児福祉計画の記載事項に明確に位置づけ、都道府県・市町村・地域の関係者が議論し、各地域における必要な取組を進める。
 - ② 人材確保や生産性向上に係る地域の関係者の議論・連携の場として、各都道府県に障害福祉分野における関係者の協議会を設置する。その際、介護分野の協議会（介護現場革新会議）や、福祉部会等で議論されている福祉人材確保のためのプラットフォーム等との連携・役割分担等を図っていく。
なお、引き続き、国において、障害福祉分野における効果的な取組の分析を進めるとともに、各都道府県・事業所等における取組への支援を行う。
- ③ 職場環境改善に向けて、改正労働施策総合推進法の内容等を踏まえ、運営基準省令等において、現行のセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントへの対応に加え、カスタマーハラスメントへの対応についても義務付けるとともに、対応マニュアルの見直しや自治体・事業所への周知徹底等を進める。
- ④ 処遇改善に向けた補助金等の対応に関し、国民健康保険団体連合会の業務を拡充し、都道府県等から障害福祉サービス等報酬に関連する補助金の支払事務について国民健康保険団体連合会への委託を可能とする。

障害福祉関係分野職種における労働市場の動向(有効求人倍率の動向)

- 障害福祉サービス等従事者を含む関係職種の有効求人倍率は、全職種より高い水準で推移している。



【出典】厚生労働省職業安定局「職業安定業務統計」により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において作成。

注1)上記はパートタイムを含む常用の数値。常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。パートタイムとは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短いものをいう。

注2)上記の数値は、新規学卒者及び新規学卒者求人を除いたものである。

注3)「障害福祉関係の職業」は、平成24年度以前は「社会福祉専門の職業」の数値。平成25年度以降は、「社会福祉の専門的職業(保育士、福祉相談員等)」と「介護サービスの職業」を合計した数値。

経済財政運営と改革の基本方針2025(抄)(令和7年6月13日)

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着～賃上げ支援の政策総動員～ (1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

～(略)～

地域の人才培养と待遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー¹⁷の育成に取り組むほか、医療・介護・保育・福祉等の人才培养に向けて、保険料負担の抑制努力を継続しつつ、公定価格の引上げを始めとする待遇改善を進める。

～(略)～

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M&Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と待遇改善等の施策パッケージを実行する。

¹⁷ デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

1. 「経済・財政新生計画」の推進 (「経済・財政新生計画」に基づく今後の取組方針)

～(略)～

予算編成においては、2027年度までの間、骨太方針2024で示された歳出改革努力を継続しつつ、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、経済・物価動向等を踏まえ、各年度の予算編成において適切に反映する。とりわけ社会保障関係費²⁰⁴については、医療・介護等の現場の厳しい現状や税収等を含めた財政の状況を踏まえ、これまでの改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。具体的には、高齢化による増加分に相当する伸びにこうした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する。非社会保障関係費²⁰⁵及び地方財政についても、第3章第4節「物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し」も踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映する。

²⁰⁴ 社会保障関係費の伸びの要因として高齢化と高度化等が存在する。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(1) 全世代型社会保障の構築

～(略)～

医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかりと図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、2025年春季労使交渉における力強い賃上げ²⁰⁷の実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

このため、2024年度診療報酬改定による待遇改善・経営状況等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、介護・障害福祉分野の職員の他職種と遜色のない待遇改善や業務負担軽減等の実現に取り組むとともに、これまでの待遇改善等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、事業者の経営形態やサービス内容に応じた効果的な対応を検討する。

～(略)～

(中長期的な時間軸を見据えた全世代型社会保障の構築)

現役世代が急速に減少し、高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据えた中長期的な時間軸も視野に入れ、現役世代の負担を軽減しつつ、年齢に関わりなく、能力に応じて負担し、個性を活かして支え合う「全世代型社会保障」の構築が不可欠である。改革工程²¹³を踏まえ、医療・介護DXやICT、介護テクノロジー、ロボット・デジタルの実装やデータの二次利用の促進、特定行為研修を修了した看護師の活用、タスクシフト/シェアなど、医療・介護・障害福祉分野の生産性向上・省力化を実現し、職員の負担軽減や資質向上につなげるとともに、地域医療連携推進法人、社会福祉連携推進法人の活用や小規模事業者のネットワーク構築による経営の協働化・大規模化や障害福祉サービスの地域差の是正を進める。医療機関、介護施設、障害福祉サービス等事業者の経営情報の更なる見える化²¹⁴を進める。医療・介護・障害福祉分野の不適切な人材紹介の問題について実効性ある対策を講ずる。

²¹³ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定）。

²¹⁴ 経営情報の提出、分析及び公表の電子化を含む。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(抄) (令和7年6月13日閣議決定)【省力化投資促進プラン関係】

II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

(1) 業種別の「省力化投資促進プラン」の実行

サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。

ここで定める目標は、我が国の生産年齢人口が減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなる中にあっても、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が成長し続けていくために政府が目指すべきものであり、これに向けた集中的な省力化投資・デジタル化投資等を後押しする。

(3) 12業種における省力化投資の具体策

⑩介護・福祉

i) 目標

労働生産性の向上の取組により、介護分野では、老人保健施設、介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護指定施設で、2029年までに8.1%、2040年までに33.2%の業務効率化を目指す。**障害福祉**分野では、ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の比率を2029年に90%以上を目指す。また、2020年代に最低賃金1,500円という政府目標はもとより、持続的な賃上げにつなげていく。

ii) 課題と省力化事例

介護分野では、サービス需要が高まる一方、生産年齢人口が急速に減速していくことが見込まれる中、テクノロジー等を活用し、職員の業務負担軽減やケアの質の向上に資する生産性向上の重要性が高まっている。また、**障害福祉**分野では、人手不足が恒常化しているところ、提供するサービスが多様で、かつ小規模な事業所も多く、介護分野に比べて生産性向上の取組が遅れているのが現状である。両分野共に、インカムを活用したコミュニケーションの効率化、音声入力による記録、見守りセンサー、移乗支援機器等の介護テクノロジーの活用等の省力化の優良事例がある。

iii) 省力化促進策

- ・介護テクノロジー導入支援事業等の活用を推進する。また、優良事例の横展開を具体化する施策として、介護分野における生産性向上ガイドラインをセミナー等も通じて広く周知するとともに、介護現場の生産性向上の取組が特に優れた介護事業者を表彰し、事例集を作成・周知することで優良事例の横展開を図る。加えて、介護現場におけるAI技術の活用を促進する。
- ・さらに、中小企業省力化投資補助金等の活用を推進する。

iv) サポート体制

施策の事業者への周知及び省力化に取り組む事業者のサポート体制について、各都道府県にワンストップ型の相談窓口を設置し、現場の課題に応じた適切な機器の選定等について助言を行う。さらに、小規模事業者の生産性向上の取組等の伴走支援ができる人材育成による機能強化を図る。

v) 主なKPI

2029年までに、介護分野は、ICT・介護ロボット等の導入事業者割合を90%にする。また、残業時間を減少又は維持するとともに、離職率を低下させる。**障害福祉**分野は、ワンストップ型相談窓口を47都道府県全てに設置する。

⑤ 障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上

障害福祉分野の人材確保が喫緊かつ重要な課題となっている中、人材確保を進めるとともに、質の高い障害福祉サービスを効率的かつ効果的に提供できるよう、生産性向上によりケアの充実を図る取組を一層推進することが必要であり、基本指針上も一つの項目として柱を立て、記載を充実してはどうか。特に介護テクノロジーの導入促進等、手続負担の軽減、事業者間の連携・協働化等の取組により、間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上を推進することは重要であり、こうした取組の更なる推進について記載してはどうか。

また、令和7年6月に策定した「省力化投資促進プランー障害福祉ー」において、障害福祉分野の「都道府県ワンストップ窓口」の設置など、生産性向上に関する目標・KPIが設定されたこと等を踏まえ、人材確保・定着、生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標を追加してはどうか。

成果目標⑦ 障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する目標について

現 状

新規

- 障害福祉分野において、人材確保やケアの充実のための生産性向上は喫緊の課題。
- 「新しい資本主義実行計画2025」及び「省力化投資促進プラン—障害福祉—」では、「都道府県ワンストップ窓口設置数」を令和8年度には10以上、令和11年度には全都道府県に設置することを目指している。

成果目標(案)



- 政府目標を念頭に、全国の障害福祉現場の人材確保・生産性向上のための支援体制を構築する観点から、都道府県におけるワンストップ窓口の設置状況を成果目標としてはどうか。
- 併せて、生産性向上並びにこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会の設置状況を成果目標としてはどうか。
- なお、専門人材の養成に向けた研修実施に関する目標については、障害福祉人材の確保に関わる目標であり、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の項目(現成果目標8)から、当該項目に移行する。

【成果目標(案)】

- 各都道府県における人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置(新規)
- 生産性向上やこれを通じた職場環境改善・経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会の設置(新規)
- 都道府県における相談支援専門員研修(初任者・現任・主任)及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)の実施
- 都道府県における相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援に関する研修の実施

省力化投資促進プラン（障害福祉）概要

（障害福祉分野関係）

1 実態把握の深堀

- 障害福祉分野でも、有効求人倍率が相対的に高い水準で推移しており、障害福祉サービス利用者数が増加する中で、人材確保が喫緊の課題
- 介護テクノロジーの導入促進、手続負担の軽減、事業者間の連携・協働化等の取組により、間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上を推進することが重要
- これまでに実施した調査研究事業等から、介護分野同様に、支援内容の記録業務等のICT化や見守り支援機器の活用が効果的と分析

2 多面的な促進策

- 見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算要件緩和（令和6年度報酬改定）、障害福祉分野における介護テクノロジー導入費用に対する補助、協働化等の支援（令和6年度補正予算） 等
- 障害福祉の職場環境改善事例集の作成（令和5年度） 等
- 令和7年度、障害福祉現場の生産性向上の目指すべき姿や必要な取組を可視化するための調査研究を実施
- 障害福祉分野における手続負担の軽減を図る観点から、指定申請及び報酬請求関連文書について標準様式及び標準添付書類の使用を基本原則化（令和7年3月府省令等改正、令和8年4月施行予定）
- 標準様式等を用いた電子的な申請・届出を含め、事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの整備について、令和9年度中を目途に実現する方向で検討

3 サポート体制の整備・周知広報

- 一部の自治体において障害福祉分野も対象としたワンストップ型窓口を設置しているが、今後、更なる窓口設置の促進に向けた取組を検討

4・5 目標、KPI、スケジュール

- ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加：32.3%（現状）→50%（2026年）→90%以上（2029年）
- 都道府県ワンストップ窓口設置数の増加：4（現状）→10以上（2026年）→47（2029年）等

障害福祉現場の生産性向上

直接処遇業務の負担軽減・質の向上

介護ロボットやICTテクノロジーの活用、小規模事業所の協働化等により、人材確保が難しい中でも、直接処遇業務の負担軽減や質の向上を図ることが必要。

＜具体的な取組＞

○ 見守り支援機器の活用促進

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定）

- ・見守り支援機器を導入したうえで入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和。

○ 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業

（令和6年度補正予算）

- ・職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入する際の経費等を補助。

○ 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業

（令和6年度補正予算）

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。

○ 障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業

（令和6年度補正予算）

- ・障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化（共生型）の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組について、モデル事業を実施。

間接業務の効率化

指定申請等の各種手続きや業務負担の軽減により、障害福祉現場における書類作成等の間接業務を効率化し、利用者の支援に注力できる環境づくりが必要。

＜具体的な取組＞

○ 標準様式等の使用の基本原則化

- ・規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）に基づき、指定申請関連文書、報酬請求関連文書の標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」）を作成・周知済み。
- ・令和6年度に、標準様式等の使用を基本原則化するための関係府省令等の改正を実施。令和8年4月施行（標準様式等の使用が可能な自治体には施行を待たずできる限り早期の活用を促進）

○ 事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化

- ・デジタル行政改革会議の下で、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備について、障害福祉サービス等の事業所台帳管理システムや、業務管理体制データ管理システムも含め、事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化に向けて、令和9年度中を目途に実現する方向で検討し、システム共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針を策定した。

○ テレワークの活用

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定）

- ・管理者の管理業務について、管理上支障が生じない範囲内においてテレワークにより業務を行うことが可能であること、また、管理者以外の職種に係る業務について、直接処遇業務を除き、利用者の処遇に支障が生じない範囲内において、テレワークにより業務を行うことが可能であることを示すとともに、テレワークに係る業務類型ごとの留意事項を示した。

施策名：医療・介護等支援パッケージ（障害福祉分野）

① 施策の目的

- 障害福祉分野の人材確保が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行う。
- ロボットやICT等のテクノロジーの導入を支援する。
- 人材確保や生産性向上等に取り組む障害福祉サービス事業所に対するワンストップ型の支援体制を確保する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

ア 障害福祉分野における賃上げに対する支援

- ・足下の賃上げの状況等を踏まえ、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における対応の一部の前倒しとして、障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援

439億円

※この他、障害児支援人材の賃上げ支援として183億円（こども家庭庁計上）

ウ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業（都道府県等実施分）

- ・人材確保や生産性向上等に取り組む障害福祉サービス等事業所に対するワンストップ型の支援体制の確保

5.6億円

イ 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業

- ・障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化に向けた、ロボットやICT等のテクノロジーの導入の支援

6.0億円

エ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート拠点整備事業（国実施分）

- ・都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促すとともに、生産性向上に係る効果的な取組・手法の全国展開

3.3億円

④ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

障害福祉分野の職員の賃上げや人材確保・生産性向上の支援等を行うことで、障害福祉サービスの提供に必要な介護人材確保に繋がる。

① 施策の目的

- 障害福祉分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、福祉・介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

- 障害福祉従事者に対して幅広く賃上げ支援(※)を実施。
(※)処遇改善加算の対象サービスについては加算を取得し取組を推進する
(又は見込み)事業者、対象外サービス(計画相談支援、地域移行支援、
地域定着支援)については処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象

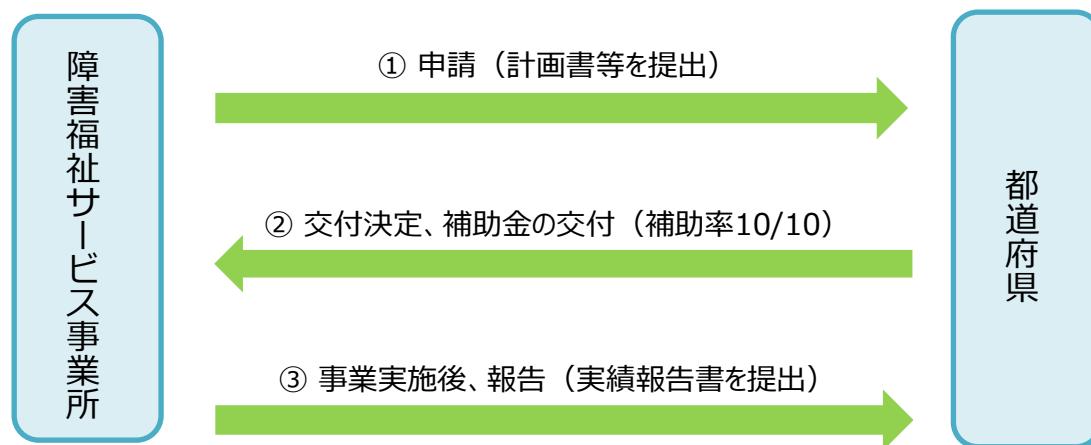
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 支給要件・金額

障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円

(2) 対象期間: 令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



(注)サービスごとに交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給

(国10/10で都道府県に支給。併せて交付額算出のための国保連システム改修費用及び国・都道府県の必要な事務費等も確保)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 障害福祉分野の職員の賃上げ支援を実施することで、障害福祉サービス提供に必要な人材確保につながる。

① 施策の目的

利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を一層推進する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、ロボットやICT等のテクノロジーの導入に係る経費等を補助する。これにより、生み出した時間を身体介護等の業務に充て、障害福祉サービスの質の向上にも繋げていき、障害福祉現場の生産性向上を一層推進していく。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

○介護ロボット

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援のいずれかの場面において利用する介護ロボット
※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象

○ICT

①情報端末(タブレット端末など)、②ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)、
③AIカメラ等(防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するカメラ)、
④通信環境機器等(Wi-Fi、ルーターなど)、⑤保守経費等(クラウドサービスなど)

○介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

・介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入する場合に必要な経費
・見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費

【導入支援の対象施設・事業所】

- ・障害者支援施設、グループホーム、居宅介護、重度訪問介護、短期入所 他(介護ロボット)
- ・障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所(ICT)

【補助率】

1. 施設等に対する導入支援:国1／2 都道府県・指定都市・中核市1／4 事業者1／4
2. 都道府県等による導入促進(体験会・研修会):国1／2 都道府県・指定都市・中核市1／2

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、民間団体

【事業スキーム】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせて導入し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進することで、安心・安全な障害福祉サービスの提供に寄与する。

① 施策の目的

- 人材確保や生産性向上に関する業種の特徴を踏まえたきめ細やかな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制を整備する。

② 対策の柱との関係

I			II				III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

- 都道府県等が、事業所支援等を行うためのサポートセンターの設置等を行う場合に必要な事務費等を補助し、障害福祉サービス等事業所や市町村に対するワンストップ型の支援体制の確保を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助対象経費

都道府県等が実施する

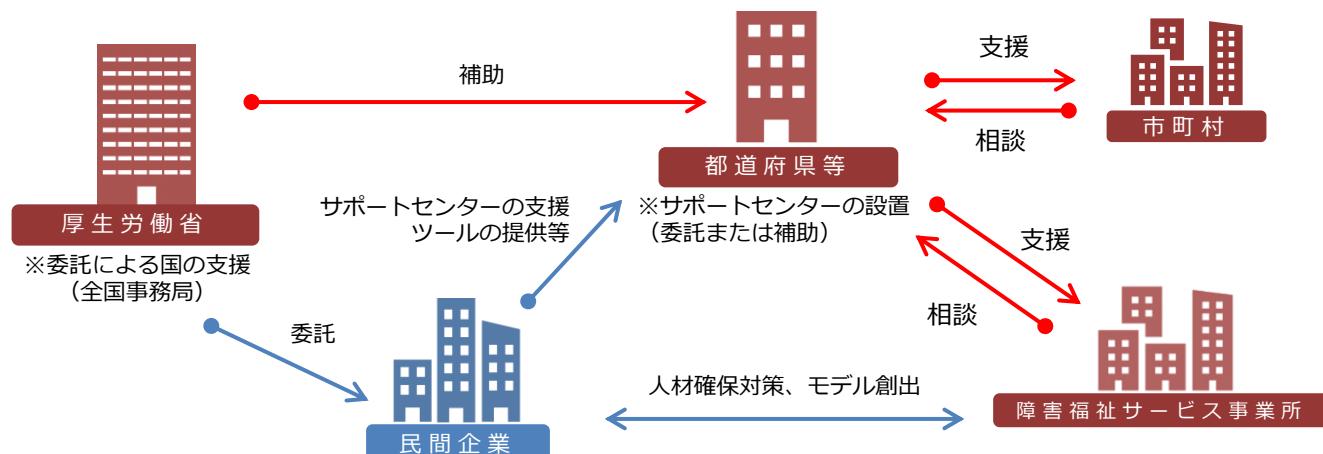
(1)人材確保支援(2)生産性向上支援(3)経営改善支援等
に要する費用

補助率

国9／10、都道府県・指定都市・中核市1／10

実施主体

都道府県、指定都市、中核市



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加(令和8年度:50%、令和11年度:90%以上)

都道府県ワンストップ窓口設置数の増加(令和8年度:10以上、令和11年度:全都道府県)

① 施策の目的

- 人材確保や生産性向上に関する業種の特徴を踏まえたきめ細やかな対応や支援策の充実、全国的なサポート体制を整備する。

② 対策の柱との関係

I			II				III		
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○									

③ 施策の概要

- 人材確保や生産性向上等についての都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促すとともに、全国レベルでの支援の実施や、生産性向上に係る効果的な取組・手法の全国展開を進める。

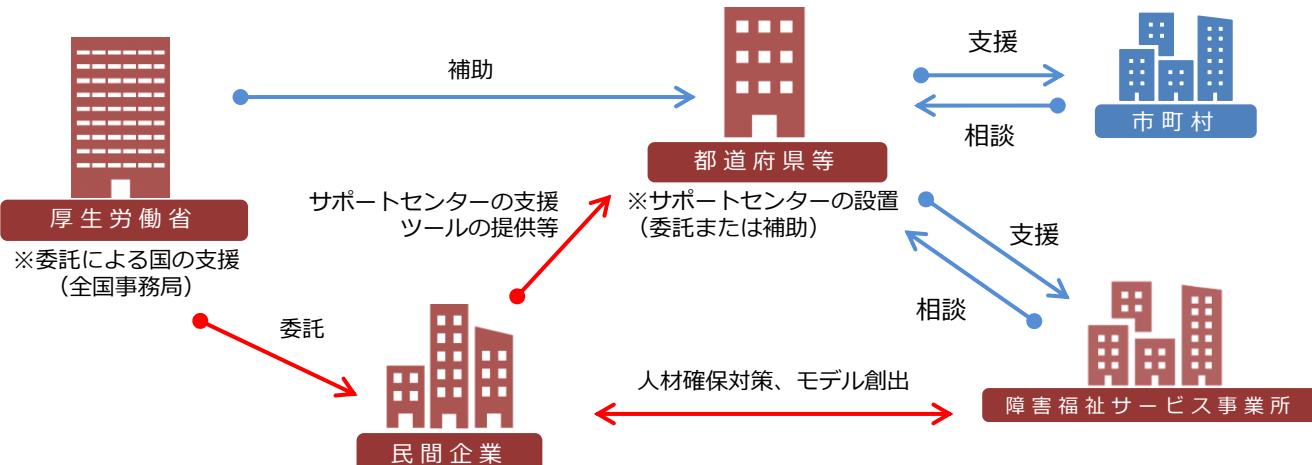
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

対象経費

- 都道府県等のサポートセンターへの支援
- 全国的な人材確保への支援
- 障害福祉分野における生産性向上のモデル創出に要する費用

実施主体

国 (民間法人へ委託予定)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ICT活用等により業務量の縮減を行う事業所の増加(令和8年度:50%、令和11年度:90%以上)
都道府県ワンストップ窓口設置数の増加(令和8年度:10以上、令和11年度:全都道府県)

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度補正予算案 2.3億円

事業の目的

- 障害児支援分野におけるICT活用により、障害児支援現場における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進しながら安全・安心な障害児支援を提供する取り組みが全国的に進むよう、障害児支援事業所・施設等におけるICT化推進事業を実施する。

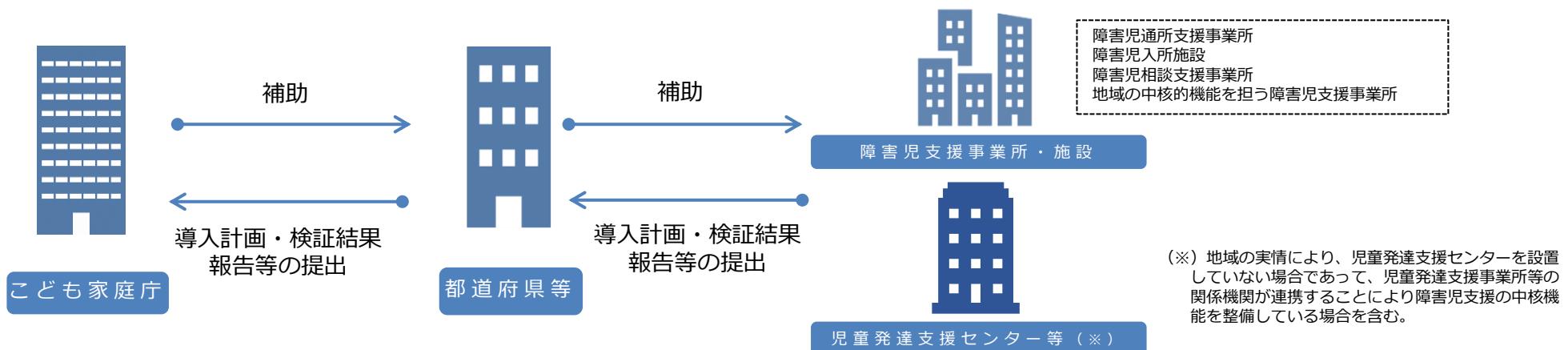
事業の概要

(1) 障害児支援分野のICT導入支援事業

- 一般の障害児支援事業所・施設等、及び地域の中核的機能を担う障害児支援事業所におけるICT導入に係る経費を補助する。
- 本事業においては、事業開始前に事業所がICT導入に係る研修会（都道府県等が委託等により実施）に参加するとともに、ICT導入による業務効率化及び職員の業務負担軽減の取組を実践し、その効果を測定・検証のうえ国に報告する。

(2) 児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業

- 児童発達支援センター等が行う地域の事業所等との連携・調整等のオンライン化のためのICT導入に要する費用を補助する。



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市

【負担割合】(A)事業所に対するICT導入支援 ((1)及び(2))

国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、事業者1/4

(B)事業所に対する研修 ((1)のみ)

国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

【補助基準額】(1)の(A) 1施設又は事業所当たり 1,000千円

(1)の(B) 1自治体当たり 272千円

(2)の(A) 児童発達支援センター等1箇所当たり 800千円

事業の目的

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金> 令和7年度補正予算案 75百万円

- 「こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう（中略）ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める」とこととしている。

これまで、障害児支援におけるICTの活用については、障害児支援現場の業務負担軽減や利便性の向上の観点から、バックオフィス業務や関係機関連携等において推進してきたところであるが、障害の特性や状態等に関わらず身近な地域でニーズに応じた支援を受けられる環境整備や、支援の質の向上を図る等の観点から、ICTを活用した発達支援の取組について、地域における先駆的な取組を後押しするとともに、全国での活用に向けた検証を進める。

事業の概要

- 地域におけるICTを活用した発達支援の先駆的な取組に係る環境整備（設備や物品等の導入）や運用の経費に対し、まずは2年間集中的にモデル事業として助成を行い、適切な取組に向けた事前の評価、取組の効果や課題、推進に当たっての懸念点・留意点等の分析・検証を行う。

(考えられる取組の例)

- ICTを活用した遠隔支援
 - ・特定の障害の特性や状態に応じた支援ニーズへの対応
 - ・身近な地域では対応できない専門職による支援
 - ・山間部や島しょ部等、通所が困難な地域に居住する障害児への対応
 - ・事業所等が連携した、新たなコミュニティや活動の場の創出による支援（例：オンライン上でクラスを編成し支援を実施）等
- タブレットや機器等を活用した直接支援 等

※都道府県等においては、有識者や実施事業者等による検証の場を設ける等の体制を確保した上で、事前の評価や実施した取組に関する分析・検証を行い、その結果を国に報告する。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市（全国5自治体程度をモデル自治体として選定）

【補助基準額】 定額

【負担割合】 国10/10

① 施策の目的

障害福祉サービス事業所等による、人材の確保・経営の安定化に向けた協働化等の職場環境改善への取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

② 対策の柱との関係

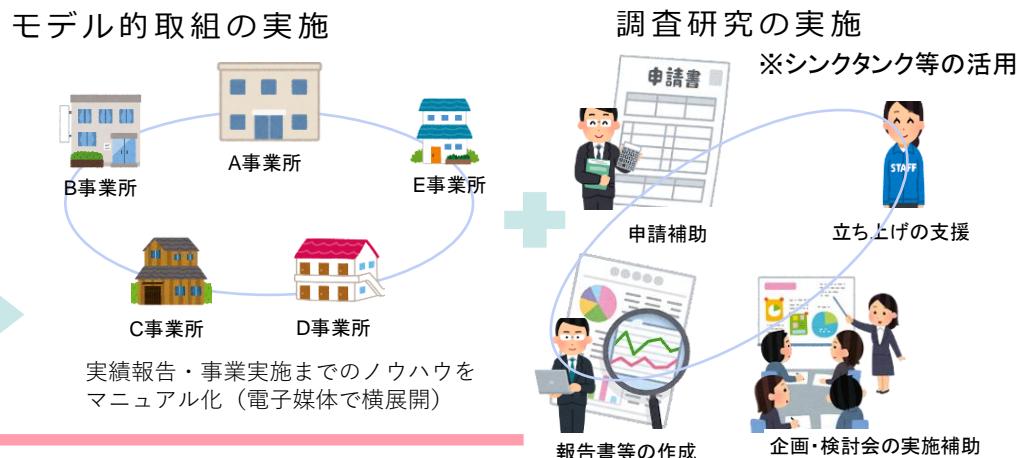
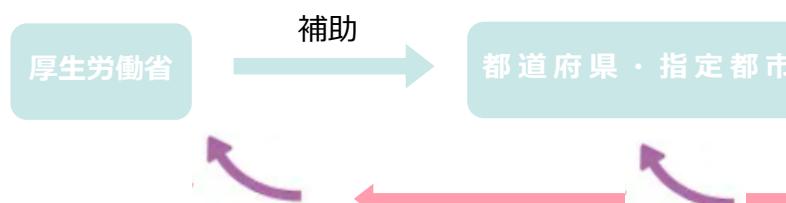
I	II	III
○		

③ 施策の概要

障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化(共生型)の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 都道府県・指定都市
補助率 定額(10／10相当)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業の実施により、障害福祉分野における小規模事業所の協働化等の取組が普及することで、障害福祉サービス事業所の環境の改善、人手不足の解消、生産性の向上が期待できる。

障害福祉分野における手続負担軽減の取組の経緯

令和5年度

令和5年度「規制改革実施計画」閣議決定 (令和5年6月16日)

令和5年度調査研究

障害福祉サービスにおける各種行政手続き等の負担軽減に向けた調査研究

- ・障害福祉分野における手続負担の軽減（ローカルルールの見直し等）について厚生労働省に対応を求める
- ・事業者専用要望窓口の設置、標準様式等の使用の基本原則化に向けた検討等を実施

令和6年度

令和6年度調査研究 障害福祉現場における手続負担の軽減に関する調査研究

標準様式の使用の基本原則化：府省令改正等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令等の公布等（令和7年3月31日）

- ・標準様式等の使用の基本原則化に向けた検討等を実施（継続）
- ・契約内容の報告、実務経験の確認、障害福祉サービス受給者証に関する課題について指摘
- ・指定申請等の手続における標準様式等の使用が基本原則化（施行時期：令和8年4月）

令和7年度

手続負担軽減・生産性向上関連事務連絡発出 「障害福祉分野における手続負担の軽減及び生産性向上に向けた取組について」（令和7年8月8日付事務連絡）

- ・契約内容報告書の提出を省略可に
- ・実務経験の証明が困難な場合でも、代替的な手段による確認を可能に
- ・障害福祉サービス受給者証に関する課題に重点的に取り組むとともに、他の手続負担軽減の取組についても継続的に調査

令和7年度調査研究

障害福祉分野における手続負担の軽減に関する調査研究

障害福祉分野における手続負担の軽減について（概要）

（令和6年4月12日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／企画課監査指導室
・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）

障害福祉サービス等事業者の手続負担の軽減に向けて、各都道府県等に対して、標準様式等の積極的な活用を促すとともに、以下の各種手続きの簡素化の取組について検討を依頼。

1. 標準様式等の活用について

- ・ 指定申請・報酬請求等関連文書に係る標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）について、こども家庭庁及び厚生労働省のホームページへの掲載を周知。
- ・ 標準様式等の活用は、障害福祉サービス等事業者の手続負担を軽減し、生産性の向上に資するものであることから、各都道府県等に対し、標準様式等の活用について積極的に検討いただくこと。

2. 手続の簡素化について

- ・ 指定申請等の様式について押印・署名を求めることがないよう、標準様式等を活用すること。
- ・ 新規指定申請については、事前説明や面談の機会等を含めて一度は対面の機会を設けることを基本としつつ、書類の提出は電子メール等による提出も可能とすること等、場合分けを行った上で対応すること。
- ・ 更新の申請及び変更の届出については、原則、電子メール等による提出とすること。
- ・ 各種加算の届出をはじめ、指定申請以外の手続においても電子メール等による提出を原則とするなど、手続の簡素化に資するよう、柔軟な対応をとること。

- ・ 人員配置に関する添付資料は、人員配置基準に該当する資格に関する資格証等の写し及び管理者等の経歴書のみとし、雇用契約書等の他の人員に関する添付資料は求めないこと。
- ・ 運営規程等を定めるに当たっては、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えないこと。
- ・ 実人数を記載する場合であっても、運営規程の「従業者の員数」に変更が生じたものとして届出が必要になる場合は、変更が生じた都度ではなく、1年のうち一定の時期を比較して変更があった場合で足りること。
- ・ 指定に当たっての施設・設備等の写真の提供は地方公共団体が現地を訪問できない場合に限ること。
- ・ 更新申請時に求める文書を簡素化すること。
- ・ 同一事業所で複数のサービスの指定等の有効期限が異なる場合に、それらの指定等の有効期間をあわせて更新することが可能であること。
- ・ 運営指導において重複した資料の提出を求めないことや、ICTで管理している書類についてはPC画面上で確認すること。

障害福祉分野における手続負担の軽減及び生産性向上に向けた取組について（概要）

（令和7年8月8日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課／障害福祉課
・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）

手続負担の軽減に向けた取組について整理するとともに、障害福祉分野における「省力化投資促進プラン」について周知。

1. 標準様式等の活用について

1.1. 標準様式の改正に関する見通し

- ・ 指定申請等の標準様式について、令和7年9月中を目途（※）に改正する見込み。（※11月中にお示しする見込みとなった旨、各自治体へ連絡済み）
- ・ 標準様式改正後、改めて、可能な限り早期に改正後の標準様式等への入替えをお願いする見込み。

1.2. 行政書士が代理で申請等を行う際の取扱い

- ・ 標準様式等については、原則、変更せずに使用し、事業者に押印・署名を求めるよう依頼。
- ・ 行政書士が代理で申請等を行う際であっても、書類を電子的に提出する場合には、行政書士の記名・職員の押印は不要。紙で提出する場合は必要だが、この場合、申請者欄を活用して、行政書士の記名及び職員の押印を行っても差し支えない。
- ・ 書類が電子的に提出される場合でも、紙面で提出される場合でも、代理で申請等を行う者が行政書士や行政書士法人であることを必ず確認するよう依頼。

1.3. 標準様式等を用いた申請・届出の電子化を含む共通化推進

- ・ ①事業所台帳管理機能、②電子申請・届出機能、③業務管理体制データ管理機能を有する新システムについて、令和9年度第4四半期に運用開始することを想定。

2. 手続の簡素化について

2.1. 調査研究事業の報告書の掲載（略）

2.2. 「規制改革実施計画」に基づく手続負担の軽減に向けた取組に関する自治体の状況

- ・ 申請・届出における電子的な提出の原則化を依頼。
- ・ 指定に当たっての写真の提供を求めるのは、自治体が現地を訪問できない場合に限るよう依頼。
- ・ 更新申請時に、関係省令において省略可能とされている事項について、特段の事情が無い限り申請書の記載や書類の提出を求めるよう依頼。
- ・ 運営指導の際、自治体に既に提出されている文書の再提出を求めないよう依頼。

2.3. 実務経験の確認

- ・ サービス管理責任者等に必要な実務経験を確認する際、実務経験の証明が困難な場合でも、信頼性を可能な限り担保しつつ、実務経験証明書の提出以外の手段により確認を行うことを可能とするよう依頼。

2.4. 契約内容の報告

- ・ 審査支払事務において国保連から提供される情報で契約内容を確認できる場合に契約内容報告書の提出を省略可能とした。
- ・ 契約内容報告書の提出の要否について見直しの検討を依頼。

3. 事業者要望専用窓口（略）

4. 障害福祉分野における「省力化投資促進プラン」の公表（略）

事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムに係る共通化推進方針

障害福祉サービス等事業者の負担軽減の観点及び公共サービスの供給の効率化と利便性の向上の観点により、共通システムを構築する方針



内閣官房 Cabinet Secretariat

Google 提供 検索

内閣官房について 会見・発表 政策・制度 情報提供

トップページ > 各種本部・会議等の活動情報 > デジタル行政改革会議 > 共通化推進方針

共通化対象（令和7年度決定分）に係る共通化推進方針

入札参加資格審査システム（PDF／487KB）	<総務省自治行政局行政課>
環境法令に係る申請・届出システム（PDF／1,602KB）	<環境省水・大気環境局環境管理課、環境再生・資源循環局廃棄物規制課、デジタル庁国民向けサービスグループ>
建築確認電子申請システム等（PDF／487KB）	<国土交通省住宅局建築指導課>
預貯金照会のオンライン化の拡大（PDF／753KB）	<デジタル庁戦略・組織グループ（警察庁、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省）>
選挙結果に関する調査・報告システム（PDF／227KB）	<総務省自治行政局選挙部管理課>
ふるさと納税の返礼品確認システム（PDF／510KB）	<総務省自治税務局市町村税課>
国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大（PDF／4,766KB）	<デジタル庁国民向けサービスグループ、内閣府地方分権改革推進室、国家資格を所管する府省庁>
経由調査の一斉調査システムの利用拡大等（PDF／654KB）	<内閣官房行政改革推進本部事務局、調査を所管する府省庁、総務省自治行政局地域情報化企画室>
事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。）（PDF／960KB）	<厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課>
重層の支援体制整備事業における相談記録プラットフォーム（PDF／466KB）	<厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室>
自治体が保有する行政データの匿名加工・統計データ化システム（PDF／694KB）	<総務省自治行政局行政経営支援室>

出典：内閣官房「共通化対象（令和7年度決定分）に係る共通化推進方針」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaku/kyotsu8/kyotsu8.html

事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。）に係る共通化推進方針

令和7年6月2日決定 厚生労働省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。）」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

1. 業務・システム名
事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。）

2. 共通化の方法

(1) 共通化すべき業務・システム

ア. 現状

(ア) 業務の実態（業務フロー等）

事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム（事業所台帳管理システムを含む。）（以下「新システム」という。）においては、以下3つの業務が共通化の対象となる。

- ① 障害福祉サービス事業所等（障害児サービス含む。）（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）の事業所台帳情報の管理
- ② 障害福祉サービス事業者等における業務管理体制に係るデータの管理
- ③ 障害福祉サービス事業所等の指定及び報酬請求（加算届出を含む。）（以下「報酬請求」という。）に関連する申請・届出の受付及び承認

以下の通り、2025年度（令和7年度）から2026年度（令和8年度）にかけて、要件定義・調達を実施する。その後、2026年度（令和8年度）第2四半期から構築を開始し、2027年度（令和9年度）第4四半期に運用開始を想定している。

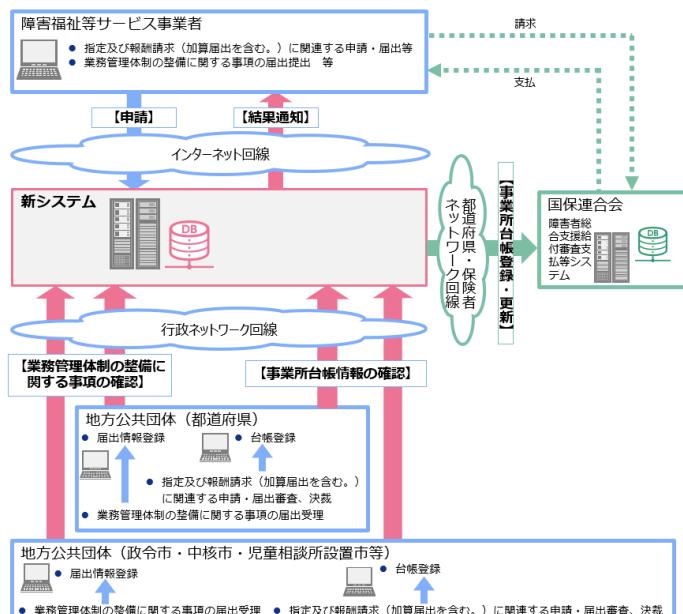
事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの共通化

概要

- 障害福祉サービス事業者等の負担軽減の観点から、「規制改革実施計画」(令和5年6月16日閣議決定)に基づき、障害福祉サービス事業者等が自治体に対して行う指定及び報酬請求(加算届出を含む。)に関する申請・届出を電子的に行うことが可能となるようなシステムの整備についての検討が行われてきた。
- こうした中、公共サービスの供給の効率化と利便性の向上の観点から、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会において、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム(事業所台帳管理システムを含む。)」が令和6年度共通化の対象候補に決定。電子的な申請・届出機能に加え、事業所台帳管理機能や業務管理体制データ管理機能を有する、事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステムの整備について、令和9年度中を目途に実現する方向で検討することとなった。

事業イメージ

- 障害福祉サービス事業所にかかる電子申請・届出機能、事業所台帳管理システム、業務管理体制データ管理システムを包含した共通システムの構築を図る。



必要性・効果

- ① 申請・更新・届出時の事業者側の手続き負担の軽減
- ② 受領時の行政機関側の事務負担の軽減
- ③ 関係機関への送付・台帳の管理

上記により、事業者の手続き負担に係るコスト削減及び行政機関の業務負担に係るコスト削減が見込まれるほか、手続きの一元化等により事業者側の利便性向上が見込まれる。

※ その他システム共通化による削減効果(初期導入費用・ランニングコスト・改修費用)も見込まれる。

スケジュール(予定)

- ・令和7～8年度：要件定義・調達
- ・令和8年度：システム構築開始
- ・令和9年度第4四半期：運用開始

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の概要（令和7年法律第63号、令和7年6月11日公布）

改正の趣旨

多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. ハラスメント対策の強化【労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法】

- ① カスタマーハラスメント（※）を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、カスタマーハラスメントに起因する問題に関する国、事業主、労働者及び顧客等の責務を明確化する。
※ 職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該労働者の就業環境を害すること
- ② 求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け、国が指針を示すとともに、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化する。
- ③ 職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、啓発活動を行う国の責務を定める。

2. 女性活躍の推進【女性活躍推進法】

- ① 男女間賃金差異及び女性管理職比率の情報公表を、常時雇用する労働者の数が101人以上の一般事業主及び特定事業主に義務付ける。
- ② 女性活躍推進法の有効期限（令和8年3月31日まで）を令和18年3月31日まで、10年間延長する。
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の健康上の特性に留意して行われるべき旨を、基本原則において明確化する。
- ④ 政府が策定する女性活躍の推進に関する基本方針の記載事項の一つに、ハラスメント対策を位置付ける。
- ⑤ 女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし）の認定要件に、求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に係る措置の内容を公表していることを追加する。
- ⑥ 特定事業主行動計画に係る手続の効率化を図る。

3. 治療と仕事の両立支援の推進【労働施策総合推進法】

- 事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務を課すとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備する。

等

施行期日

公布の日から起算して1年6月以内で政令で定める日（ただし、1③及び2②から④までは公布日、2①及び⑥並びに3は令和8年4月1日）

現行のハラスメント法制

	雇用管理上の措置義務	法制化した年
セクシュアルハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女雇用機会均等法 第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 	平成9年改正： 事業主の配慮義務 ↓ 平成18年改正： 事業主の措置義務
パワーハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働施策総合推進法 第30条の2 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 	令和元年改正： 事業主の措置義務
妊娠・出産に関するハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 男女雇用機会均等法 第11条の3 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 	平成28年改正： 事業主の措置義務
育児休業等に関するハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児・介護休業法 第25条 事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。 	平成28年改正： 事業主の措置義務

カスタマーハラスメント： 法律上の義務なし。指針において、事業主が行うことが望ましい取組として位置付け。

就活等セクシュアルハラスメント： 法律上の義務なし。指針において、事業主が行うことが望ましい取組として位置付け。

基準省令において、事業者が講ずべき措置を明確化
(令和3年度報酬改定)

基準省令の解釈通知において、事業者が講ずるこ
とが望ましい措置を明確化
(令和3年度報酬改定)

障害福祉現場におけるハラスメント対策マニュアル・リーフレット

経緯

- 令和2年1月に「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関する問題について雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が策定され、顧客等からの著しい迷惑行為に関し、事業者は相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備や被害者への配慮、虐待防止のためのマニュアル作成や研修の実施等が有効である旨が示された。
- これらの取組は、人材確保や定着のため、職員が安心して働くことのできる職場環境等の整備の観点からも重要である。
- こうした背景を踏まえ、障害福祉の現場における利用者や家族等によるハラスメントの内容等を確認し、事業者として取り組むべき対策などを示すことを目的に調査研究を実施し、事業者向けマニュアル及び職員向けリーフレットを制作。

事業者向けマニュアルの概要

サブタイトル：職員が安心して働く職場作りのために

マニュアルの項目：

- ① なぜ利用者や家族等によるハラスメント対応の整備が求められるのか
- ② (職員からの相談の) 受付から対応までの流れ
職員全員が理解しておくこと
- ③ 相談受付担当者の役割
- ④ 解決責任者の役割
- ⑤ 事業者内での協議の役割
- ⑥ 第三者委員、関係機関との連携
- ⑦ 分析と改善～ハラスメント対応を再発防止につなげる 等

職員向けリーフレットの概要

サブタイトル：利用者・家族からハラスメントを受けたら、まずは相談してください

リーフレットの項目：

- ① ハラスメントとはどのような行為を指すのか
～ハラスメントを受けたら、安心して相談しましょう～
- ② ハラスメントを受けたらどうすればよいか
～その場での対応、再発を防ぐための取組など～
- ③ 相談する際に整理して伝えると良いこと
行為の内容、直後の対応、心身への影響、対応方針など
- ④ ハラスメントを目撃したらどうするか
- ⑤ 外部相談窓口の紹介 等

障害福祉現場におけるハラスメント対策に係る研修素材

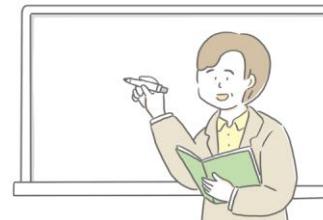
令和3年度度に策定した「障害福祉の現場におけるハラスメント対策マニュアル」について、各事業所において活用できるよう、同マニュアルに基づく研修素材（手引き（管理職・職員）・研修資料）・職員向け動画を作成し、厚労省HPにおいて公開

■ 管理職向け研修

・研修のための手引き

管理職向け研修 研修講師用

管理職向け研修のための手引き



・研修資料

管理職向け研修 配布資料

ご利用者やご家族等からのハラスメントに関する
管理職向け研修



マニュアル・研修素材・
動画はこちらから↓

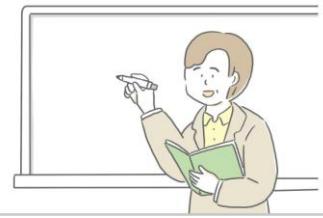


■ 職員向け研修

・研修のための手引き

職員研修 研修講師用

職員向け研修のための手引き



・研修資料

職員研修 配布資料

ご利用者やご家族等からのハラスメントに関する
職員研修



・研修動画



「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 とりまとめ（令和7年7月25日）（抜粋）

3. 人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援の方向性

（1）現状と課題

- 障害福祉分野においても、介護分野と同様に、有効求人倍率は令和7年5月時点で3.05倍と高い水準で推移しており、障害福祉サービスの利用者が引き続き増加傾向にある中で、人材確保は喫緊の課題である。

（7）人材確保と職場環境改善・生産性向上（DX）に係る福祉サービスの共通課題等に対する方向性

- 人材確保と職場環境改善・生産性向上（DX）について、介護分野と同様に障害福祉分野や保育分野においても、人手不足や職場環境改善・生産性向上の必要性、職業の魅力の的確な発信など同様の課題を有している。これまでもそれぞれの分野の特性に応じて、様々な取組を進めてきたところであるが、分野ごとの状況の違いもあるため、障害福祉分野、保育分野と分けて、以下、今後の取組の方向性を記載する。

（障害福祉）

- 障害福祉分野においても、介護分野と同様、待遇改善や職場環境改善、魅力発信等、人材確保に向けて総合的な対策を進めてきているところであるが、引き続き、人材確保やその定着に向けて、介護分野等の取組も参考としつつ、他分野と連携できる部分は連携しながら、施策を進めていくことが必要である。
- また、介護分野と同様、障害福祉サービス利用者数の動向や地域における人材の供給量など、地域差や地域固有の課題が存在することから、地域の状況を分析の上、障害福祉サービス事業所等サポート事業の活用を含め、各地域の実情に応じた人材確保対策を進めていくことが必要である。
- 处遇改善については、介護分野と同様、累次の待遇改善の取組を進めてきたところであり、こうした施策の実施状況や待遇改善に与える効果について実態を把握した上で、引き続き、必要な取組を進めていくことが必要である。
- 介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入による業務効率化・生産性向上については、特に障害福祉分野では、障害種別や障害特性等に応じた支援が求められるところ、介護現場での取組を参考としつつ、障害福祉現場の特性を踏まえ、障害福祉現場における生産性向上の目指すべき姿や必要な取組を明らかにしていくとともに、各自治体や事業所における取組を更に進めていくことが必要である。
- 事業者や自治体の業務を効率化し、生産性の向上を図る観点から、手続負担の軽減の取組も進められているが、こうした取組が確実に進むよう、各自治体の取組状況等のフォローアップを行いつつ、手続負担軽減に向けた業務の標準化・簡素化等について、関係者の意見を伺いながら、継続的に検討を進めていくことが必要である。

基本的な考え方

- 2040年には、65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加するなど、介護ニーズは多様化・複雑化。現役世代である生産年齢人口の減少も見込まれる中、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題。
- 今後の人ロードのスピードが地域によって異なる中で、地域のサービス提供体制を確保するため、地域ごとに抱える課題の共有と必要な対応の実行、外国人を含む多様な人材の確保、介護現場で中核的な役割を担う介護福祉士等の確保・養成など、福祉部会等で更に議論を深めた上で、介護人材確保策をより一層進めていくことが重要。

地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組 (プラットフォーム機能の充実)

- 都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むためのプラットフォームの制度化
- 都道府県単位の情報共有の場に加え、「人材確保・定着」「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」「介護のイメージ改善・理解促進」などの地域ごとの個別の課題に応じたプロジェクトチームの設置による重層的な構造

若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- テクノロジーの導入・社会的課題への対応等の側面からの情報発信
- テクノロジーの活用による介護の質の向上と業務負担軽減、働きやすい環境づくりの整備、業務の整理・切り出しを進めるいわゆる介護助手を活用することで、タスクシフト/シェアを進めることによる業務改善・生産性向上

中核的介護人材の確保・育成

- 中核的介護人材が担うべき役割・機能や必要な資質・能力の整理、研修体系の整備、山脈型キャリアモデルの深化
- 潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- 幅広い専門性や視点を有する人材の確保・育成のため、複数資格の取得に係る方策として実務者研修の科目免除・単位制の導入等
- 令和8年度卒業者までの介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた適切な対応
- 介護福祉士養成施設の今後の在り方（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手に対する研修、ICT教育、介護職員・他分野で働く人材へのリカレント教育等）

外国人介護人材の確保・定着

- 小規模法人における外国人介護人材の確保・定着のため、海外現地での働きかけ、日本語教育や文化の違いへの対応、生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討（プラットフォーム機能の活用）
- 准介護福祉士制度について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した適切な対応

介護人材を取り巻く状況

- 2040年には、65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加する。認知症高齢者や独居高齢者等の増加も見込まれるなど、介護ニーズは多様化・複雑化していく。
- 現役世代である生産年齢人口の減少も見込まれる中、将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは喫緊の課題である。
- これまでの取組（※）に加え、より一層、人材確保策を強力に進めていくことで、介護サービスの提供体制を確保していく必要がある。

※介護職員の待遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着支援・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受入環境整備

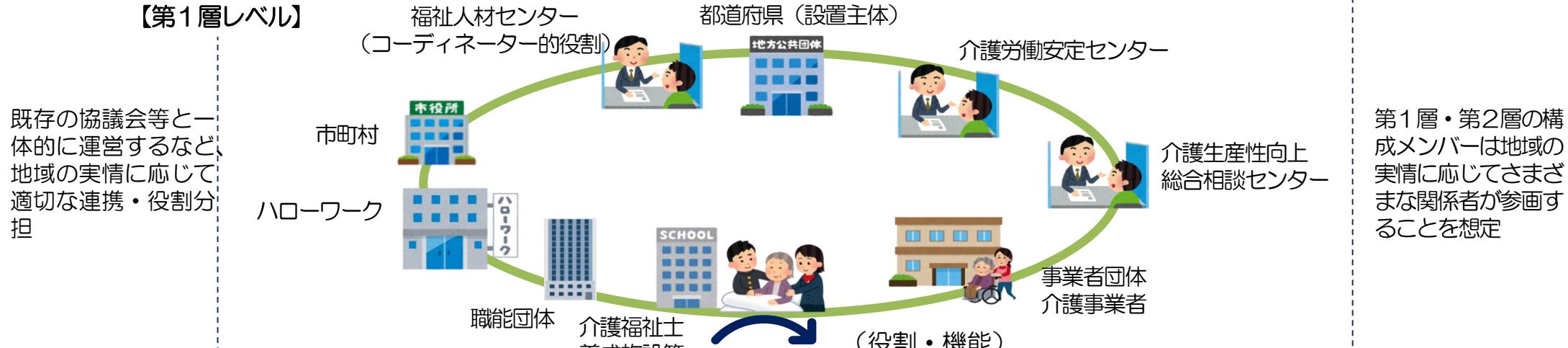
地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組（プラットフォーム機能の充実）

- 高齢化や人口減少の状況、地域における人材の供給量など、地域の実情に応じた人材確保策に取り組むため、制度的な仕組みとして、都道府県が設置主体となって、介護人材確保に関するプラットフォームを構築する必要がある。
- 介護人材確保に関する地域の関係者（市町村、ハローワーク、福祉人材センター、介護労働安定センター、介護事業者、介護福祉士養成施設、職能団体等）が地域の実情等の情報を収集・共有・分析することで課題を認識するとともに、それぞれの役割・機能（例：公的機関の役割として、事業者の抱える課題に対する支援を実施）を果たしながら、ネットワークの中で協働して実践的に課題解決に取り組むことが必要である。
- 都道府県単位の情報共有の場に加え、より狭い圏域で「人材確保・定着」、「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」、「介護のイメージ改善・理解促進」などの地域ごとの個別の課題に応じたプロジェクトチームを設置するとといった重層的な構造を取ることで、情報の収集・共有・分析、課題の発見、課題に応じた取組の実施、取組の効果の検証、改善して次の取組につなげていくPDCAサイクルを回すこととする。
- 福祉人材センターがコーディネーター的な中核的役割を担い、関係者の取組を連携させることが考えられる。
- 地域における既存の協議会等との一体的な運営など適切な連携・役割分担を図ることや、広く福祉分野全体の人材確保の観点から活用することの検討も必要である。

プラットフォームについて（介護人材確保の例）

- 地域の関係者のネットワークで「プラットフォーム」を構築し、関係者間で地域の現状の共有を図るとともに、各地域や事業所における課題を認識し、協働して課題解決に取り組む。※介護人材だけでなく、広く福祉人材の確保の観点から捉えることも必要

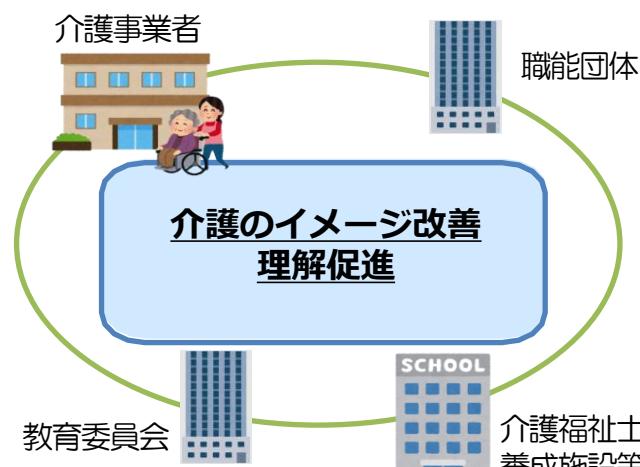
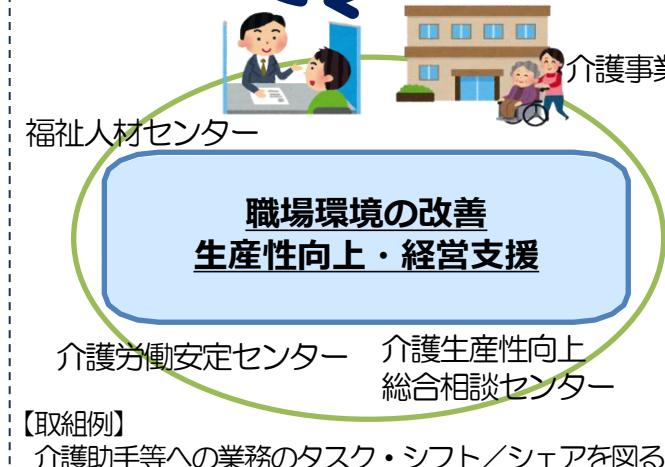
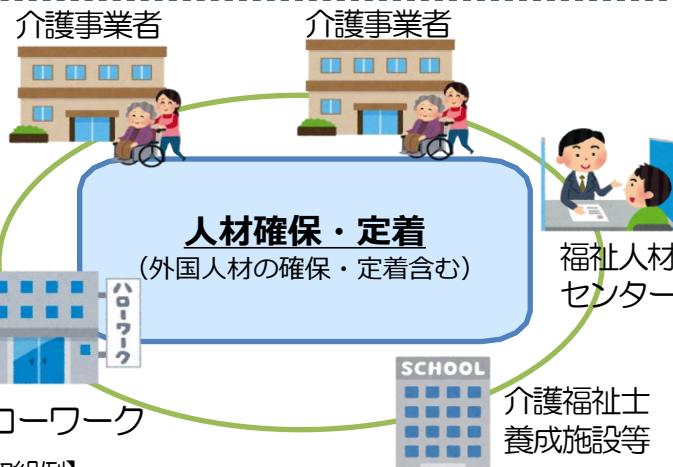
【第1層レベル】



【第2層レベル（※）】県よりも狭い圏域等

※地域の実情に応じて、第3層レベルなど、より重層的な取組も可能

地域の実情に応じてプロジェクトを創設、PDCAを回して評価意欲のある関係者が集い、介護人材に関わる実践的な取組等を推進



各地の協議会等の取組例

地域の実情に応じた取組例		取組の実績等	
京都府	きょうと 介護・福祉 ジョブネット	<p>北部・福祉の学び創造チーム 高齢化率が高く福祉ニーズが高い京都府北部地域において、福祉人材を養成・確保し、職場定着の支援、魅力発信等に取り組む。大学生を対象とした福祉体験・資格実習受入プログラム構築等を行う「①大学実習受入事業及び業界参入促進事業」等を実施。</p> <p>仕事理解促進チーム 小・中学生を対象に、授業を通して福祉の仕事の魅力に触れ、福祉の仕事についての理解を深め、興味を持ってもらう事を目的とした「②次世代の担い手育成事業」等を実施。</p>	<p>①令和6年度：実際に北部地域へ行った実習生数51名、実習受入数25事業所 過去年度含め、これまでに少なくとも20名の学生が府北部事業所に就職</p> <p>②令和6年度：12校、923名の小・中学生が参加</p>
富山県	富山県 福祉人材確保 対策・介護 現場革新会議	<p>地域からの介護人材参入促進事業 介護福祉士養成校学生、卒業生が地域住民等へ介護の魅力発信を行い、地域からの介護人材の掘り起こしや参入促進を図るもの。 二つの事業からなる。「①地域住民等への出前講座」「②介護に対する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的実施」</p> <p>介護特定技能外国人マッチングから定着までの一体的支援事業 ③特定技能外国人のマッチングから定着までの一体的サポート体制を構築。</p>	<p>①出前講座：46会場1008人参加 ②入門的研修 ・基礎講座94名参加 67名就労・ボランティア意向、うち7名就労等 ・入門講座23名修了。業務体験32名修了 ③マッチング数5法人12名 <small>※R6年度実績(R7.3末時点)</small></p>
広島県	広島県福祉・ 介護人材確保 等総合支援 協議会	<p>福祉・介護職のイメージ改善・理解促進事業 長年県内の小・中・高・大学を訪問する学校訪問・出前講座を実施。介護のしごとの魅力発信を通じて、県内介護福祉士養成施設等へ進学する若者を輩出し続けている。</p>	<p>令和6年度訪問校数146校、参加者17,303人 令和7年度介護福祉士養成施設在学中の学生のうち、中学校で出前講座を受けた学生割合例：A校:54.8%、B校:66.6%、C校:68.6%、C校は令和6度卒業生は100%介護系へ就職</p>
静岡県	福祉人材確保・定着実践 研究会	<p>福祉人材確保・定着実践研究会 県内福祉施設採用担当者、介護福祉士養成施設教員、人材センターが連携し主体的に参画する有志ネットワーク。 それぞれのリソースや強みを活かし「大学出前講座」「大学×福祉施設等の意見交換会」「福祉の魅力発信」「就職相談会」等の様々な取組を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大学出前講座：13回（7校） 大学×福祉施設等意見交換会 3回実施、参加法人職員延数44法人、51人 働き方セミナー＆ブース相談会 参加者数86名（関係者含む） <small>※いざれも令和6年度実績</small>
茨城県	「ちいすけ」 イバラキ	<p>茨城県介護助手等普及推進事業 介護助手を普及することを目的に、地域のNPO法人と茨城県福祉人材センターが協働して実施。事業所向けに介護助手活用のための説明会を実施するとともに、介護助手養成講座を実施し、福祉の仕事に興味がある地域住民と事業所を結びつけている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 開催地域19市町村 事業所説明会参加事業所54事業所 養成講座参加者355名 <small>※いざれも令和6年度実績</small> 令和5、6年度で30名が事業所に採用 令和7年度までに県内市町村網羅を予定

論点 職場環境改善・生産性向上・経営改善支援等の推進

現状・課題

【地域の実情に応じた介護人材の確保（総論）】

- 2040年には、65歳以上の高齢者数がピークを迎える一方で、現役世代の生産年齢人口の減少も見込まれる中、第9期介護保険事業計画に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、2022年度の約215万人に対して、2040年度までに約57万人の新たな介護職員の確保が必要であると推計されている。
- 介護人材確保は重要な課題であり、処遇改善をはじめ、介護現場における職場環境改善・生産性向上の推進、介護職の魅力向上、介護現場の経営改善に向けた支援等について、国、都道府県、市町村、地域の関係者が連携し、一体的に推進していくことが重要である。
- その際、高齢化・人口減少のスピードが地域によって異なる中、都道府県や市町村、地域の関係者が、地域の実情も踏まえて、人材確保、職場環境改善・生産性向上、経営改善に向けた支援に係る対策を議論し、これらの対策を講じていく必要がある。
- また、その前提として、地域の状況の分析や対策を行うための基本的な考え方を国において示した上で、サービス供給面でも精緻な人材推計を地域ごとに行うなど必要なデータに基づき対策を行っていくことが必要である。

【職場環境改善・生産性向上の現状・課題】

- 介護現場における職場環境の改善・生産性の向上について、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ」（令和7年7月25日）では、下記の点を通じ、介護サービスの質の向上にもつなげるとともに、介護人材の定着や人材確保についてもあわせて推進することとしている。
 - ✓ テクノロジーの活用や、いわゆる介護助手等への業務のタスクシフト/シェアを図ることで、業務の改善や効率化等を進めること、
 - ✓ それにより、職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者と職員が接する時間を増やすとともに、職員の残業削減や休暇の確実な取得、教育・研修機会の付与など職員への投資を充実すること
- この点、「省力化投資促進プラン」（令和7年6月13日）では、2040年にかけて介護分野全体で20%の業務効率化を目標とし、セミナーや介護事業者の表彰等による優良事例の横展開や、介護テクノロジー導入補助事業の活用促進、伴走支援人材の育成など生産性向上推進施策について、**2029年度までの5年間の集中的な支援を実施**していくこととしている。

（※）中長期を見据えた施策のPDCAサイクルを回すため、デジタル化財政改革会議（令和5年12月）及びEBPMアクションプラン2024（令和6年12月）において2040年を見据えて、KPIを設定している。例えば、2029年までのテクノロジー導入率の目標を90%としている。

論点 職場環境改善・生産性向上・経営改善支援等の推進

現状・課題（続き）

- これまで国においては、都道府県と連携し、様々な職場環境改善・生産性向上の施策に取り組んできた。平成30年度に「介護現場革新会議」において「人材不足の時代に対応したマネジメントモデルの構築」^(※1)、「ロボット・センサー、ICTの活用」、「介護業界のイメージ改善と人材確保・定着促進」を基本方針としてとりまとめ、取組の全国展開を進めるとともに、「介護事業における生産性向上（業務改善）に資するガイドライン」を作成し、介護分野の職場環境改善・生産性向上の考え方を普及してきたほか、平成27年以降、地域医療介護総合確保基金や補正予算^(※2)において介護テクノロジーやICTに係る導入支援等を行っている。また、令和6年度介護報酬改定では、施設系サービスにおいて、介護テクノロジーやいわゆる介護助手の活用等による継続的な業務改善を実施することを評価する新たな加算を設けている。

（※1）業務の洗い出しと切り分け・役割分担や、周辺業務における元気高齢者の活躍の推進

（※2）例えば、令和6年度補正予算では200億円規模で予算措置している。

- 生産性の向上にあたっては、業務内容の明確化や見直しを行い、職員間の適切な役割分担（タスクシフト/シェア）を実施し、その上でテクノロジーの活用等を進めていくことが重要であり、過年度の国の実証事業においては、テクノロジーの活用及びいわゆる介護助手が間接業務を担うことによる介護職員の業務時間の削減とケアの質の向上に資する時間の増加等の結果が確認されたところである。また、国において、地域医療介護総合確保基金を活用し、いわゆる介護助手等希望者の掘り起こしや、周知活動を実施する自治体への支援をおこない、普及促進を図っている。
- また、令和5年の介護保険法改正において、各都道府県が、介護サービスを提供する事業所又は施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設するとともに、都道府県介護保険事業支援計画において、生産性向上に関する事項を任意記載事項に加えたところ（令和6年4月1日施行）。

それに基づき、令和5年度から各都道府県において、地域の関係者が参画した協議体である介護現場革新会議（都道府県等版「介護現場革新会議」）において戦略的に生産性向上の取組を議論して実施するとともに、介護事業者等からの相談を受け付け、適切な支援に取り組む「介護生産性向上総合相談センター」を設置しており、令和8年度までに全都道府県でのセンター設置を目標にしている^(※)。

（※）令和7年9月末で44都道府県に設置済。令和7年度中に45都道府県に設置見込み。

論点 職場環境改善・生産性向上・経営改善支援等の推進

令和7年10月27日

現状・課題（続き）

- こうした取組により、令和6年度の介護テクノロジー等の導入割合は、施設系サービスで約6割、居宅サービスで約3割となっている（※）。このように介護テクノロジーの活用はこれまで施設系サービスにおいて先行する状況であるが、近年は居宅サービスにおいても、ケアプランデータ連携システムの活用等による業務の効率化事例もみられる。他方で、介護報酬上の生産性向上に係る取組の評価は施設系サービスのみである中、**小規模事業者も含めた居宅サービス等への支援も含め、事業者の規模やサービス類型（施設、通所、訪問）等に応じた支援**を行っていく必要がある。

（※）令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査「地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供の在り方に関する調査研究事業」の調査結果

- 令和5年の介護保険法改正によって各都道府県における取組は進展しているものの、介護生産性向上総合相談センターでの支援内容や各都道府県のテクノロジー導入補助金の執行状況にはばらつき（※）がある状況である。補助金については、都道府県ごとの予算状況の公表を通じて「見える化」を図っているところだが、実施状況の地域差解消に向けて、さらに取組を進めていく必要がある。さらに、介護生産性向上総合相談センターに寄せられる相談の多くが補助金の取得に関する内容に留まっているため、補助金を含めた導入段階の支援のみならず、介護テクノロジー定着のための伴走支援、小規模事業者を含めた居宅サービスに対する相談支援等を通じ、関係者と連携し、**介護事業者のニーズに応じた体制づくり**を進めていく必要がある。国において令和6年度より「デジタル中核人材養成研修」を実施し、介護事業所内でデジタル化を中核的に推進する人材の養成に取り組んでいる。伴走支援に当たってはこれらの人材に加え、ICTスキルを有する人材を確保していくことも必要である。

（※）令和6年度補正予算「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」の都道府県別の1事業所あたりの国庫補助額は0円～214.6千円（令和7年7月時点）

論点 職場環境改善・生産性向上・経営改善支援等の推進

令和7年10月27日

現状・課題（続き）

【介護現場の経営改善に向けた支援、協働化等の現状と課題】

- 現在、都道府県において、介護生産性向上総合相談センターで経営に関する相談を受けた場合、よろず支援拠点など経営支援を行う機関へとつながっている。また、介護現場革新会議において、様々な関係者とともに議論しているところ。

今後、高齢化や人口減少が進み、サービス需要も大きく変化していく中、地域の実情に応じ、その変化に対応した職場環境改善・生産性向上による業務効率化、さらには事業者の経営の安定化も含めた経営改善への支援が求められる。このような中、地域の経営支援や人材確保支援に取り組む支援機関等（※）と連携の上、**生産性向上を中心とした雇用管理、経営支援等もあわせて一体的に支援するような取組を進めていくことが必要**である。

（※）福祉医療機構、よろず支援拠点、商工会議所、地域金融機関、ハローワーク、介護労働安定センター、福祉人材センター、ナースセンターなど地域の経営支援や人材確保支援に取り組む支援機関や地域における公認会計士や中小企業診断士など。

- 小規模経営をしている事業者をはじめ、介護事業者が地域に根差した上で、利用者のニーズに細やかに沿ったサービス提供を行っていくことは重要である。その上で、個々の介護事業者により経営課題が解決できない場合も、他事業者との連携・協働化（※1）、経営の多角化も含めた大規模化（※2）などにより解決が図られるケースもある。まずは、**介護事業者間の協働化や連携を進めていくことが有効であり、例えば、報酬の請求や記録・書類作成事務といったバックオフィスの業務など間接業務の効率化等を進めていく必要がある。**

（※1）複数の法人が組織的な連携体制を構築し、間接業務の効率化や施設・整備の共同利用、人材確保、人材育成、災害対応、地域貢献等を協働して実施していくこと。資材・物品・ICTやテクノロジー機器等の一括仕入れによるコスト減、テクノロジー導入・ICT・AI等の技術に係る共同の研修等（デジタル中核人材を事業者間でシェアし実施していく形も考えられる）、多様な媒体による採用チャネルの共有、外国人材も含めた育成支援等のメリットがある。

（※2）法人内の介護サービスの規模の拡大や事業所の増設とともに、複数の法人間での合併や事業譲渡等による規模の拡大を行うこと。大規模化は、サービス維持の観点でも有効な施策の一つであり、外部のM&A等を支援する事業者を含め、必要に応じて、福祉事業等の特質を踏まえたデューデリジェンスを適切に行なった上で、事業者間で進めていく必要がある。

- 「デジタル行財政改革 取りまとめ2024」（令和6年6月18日）を踏まえ、厚生労働省において「協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ」をとりまとめ、取組例の作成・周知とともに、事業者が協働して行う職場環境改善への支援等を実施している。ただし、当該支援の実施は12都道府県（※）に留まっており、関係者と連携し、より事業者のニーズに即した支援が求められている。

（※）令和6年度補正予算「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」における「協働化・大規模化等による職場環境改善事業」において12都道府県に交付決定（令和7年7月時点）。

論点 職場環境改善・生産性向上・経営改善支援等の推進

現状・課題（続き）

【職場環境改善に向けたハラスメント対応の取り組み】

- 職場環境改善に向けては、ハラスメント対応の取組を講じることも重要。介護分野では、これまでも、男女雇用機会均等法等における事業者の責務を踏まえつつ、運営基準等に係る省令において、ハラスメント対策（セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント）を義務付ける等の取組を行っている。さらに、本年6月に成立した改正労働施策総合推進法では、**カスタマーハラスメントの防止**（※）のため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務付けることとされており、こうした動向を踏まえた取組を行う必要がある。

※ ただし、認知症がある場合等には、BPSDである可能性を前提にしたケアが必要。例えば、認知症の「もの盗られ妄想」はハラスメントではなく、認知症の症状としてケアが必要であることに留意が必要。その一方で、認知症等の病気または障害に起因する暴言・暴力であっても、職員の安全に配慮することは必要であり、ハラスメント対策とは別に、施設・事業所等において、関係機関と連携して組織的に対応することが必要。

【開発企業への支援と科学的介護の推進】

- 介護現場の生産性向上を推進するにあたっては、ICTや技術など民間活力も活用したサービス基盤を整備していくことが重要である。そのため令和7年度にCARISO（CARe Innovation Support Office）を立ち上げ、6月にはスタートアップ支援を専門的に行う窓口を設置し、**介護テクノロジー開発企業への支援を実施**しており、今後さらに取組を充実させていく必要がある。
- テクノロジー等を導入し、ケアの質を高めていくにあたっては、科学的根拠に基づく科学的介護を併せて推進し、そのデータを蓄積・活用していく必要がある。科学的介護情報システム（LIFE）について、令和3年度にLIFE関連加算を導入したところであるが、加算の対象サービスの事業所による届出は、施設サービス約70%、通所・居宅サービス40%にとどまっており、**介護現場でのケアの質向上に向けて科学的根拠に基づく科学的介護を更に推進していく必要**がある。

論点 職場環境改善・生産性向上・経営改善支援等の推進

論点に対する考え方（検討の方向性）

- 2040年に向けて、介護現場における人材確保・生産性向上・職場環境改善・経営改善の取組は一層重要となり、事業者の規模やサービス類型（施設、通所、訪問）等に応じた支援を講じていく必要があることから、**国や都道府県、介護事業者等が果たすべき役割を制度上も明確化し、その機能強化を図るべきではないか。**
- 併せて職場環境改善・生産性向上・経営改善支援の取組は大きな一つのプロジェクトであることから、福祉部会等で議論されている人材確保に向けたプラットフォームの枠組みの中で考えていく必要があるのではないか。具体的には、都道府県において、現行の介護現場革新会議や「**介護生産性向上総合相談センター**」の仕組みを発展させていく中で、これらの取組に向けた**関係者との連携の枠組みを構築することを考えていくべきではないか。**
- その際、国において、基本方針の策定や地域医療介護総合確保基金による支援の充実を図っていくべきではないか。また、都道府県における経営改善に向けた支援（協働化や事業者連携等に向けた支援を含む）については、**地域の実情に応じた経営課題を調査していくとともに、モデル的に実証した上で支援に向けた枠組みを段階的に構築していくべきではないか。**
- さらに、人材確保・職場環境改善・生産性向上・経営改善支援について、**都道府県の介護保険事業支援計画の中での位置づけを明確化するなど、地域における介護保険事業（支援）計画の策定プロセスの中で、都道府県、市町村、地域の関係者が議論し、必要な対策を講じていくべきではないか。**その際、職場環境改善・生産性向上・経営改善支援に向けて、**介護現場革新会議の中で地域の目標を設定し関係者の理解を醸成するべきではないか。**
- 改正労働施策総合推進法の内容等を踏まえ、全ての介護事業者に対して、運営基準等に係る省令において、現行のセクシュアルハラスメント・パワーハラスメントへの対応に加え、**カスタマーハラスメントへの対応についても義務付けを行うとともに、対応マニュアルの見直しや自治体や介護事業所への周知を徹底するなど、所要の措置を講ずることが考えられるがどうか。**
- 科学的介護情報システム（LIFE）の更なる活用を通じて、質の高い介護を推進するため、**国には科学的介護を推進していく役割があることを明確化することが考えられるのではないか。**
- タスクシェア/シフトについては、事業者へのアンケート調査等を通じて介護助手等の実態を分析・把握するとともに、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減の効果について引き続き検証していくべきではないか。また、引き続き介護助手等の普及を推進していくべきではないか。
- 今後更に介護テクノロジーを計画的に普及させていく必要があり、導入支援は引き続き重要であることから、**国・都道府県においては、事業所の負担に配慮しながら、テクノロジー等の更なる活用を支援していくべきではないか。**また、居宅サービス等も含め、個別のニーズに対応できるように、介護生産性向上総合相談センターにおいて**伴走支援等の機能強化を図っていく必要があるのではないか。**併せて、職場環境改善・生産性向上に取り組む介護事業者について、テクノロジー等の実証を十分に行った上で、介護給付費分科会において議論し、**適切に報酬上も評価していくべきではないか。**

論点④ 国民健康保険団体連合会の業務の拡充

現状・課題

- 地方自治法第243条の規定により、地方自治体は、法律又は政令に定めがある場合を除いて、公金の支出の権限を私人に委託することができないとされているが、介護報酬の支払事務は、介護保険法第176条の規定に基づき、国民健康保険団体連合会への委託が認められている。
- 他方、補助金の支払事務については、介護保険法に特段の定めはなく、国民健康保険団体連合会が担うことはできない。このため、介護報酬に紐付けて交付される補助金であっても、原則（※1）、実施主体の都道府県が支払事務を担ってきた（※2）。この際、都道府県は、交付額の算出及び通知等の事務を国民健康保険団体連合会に委託している。

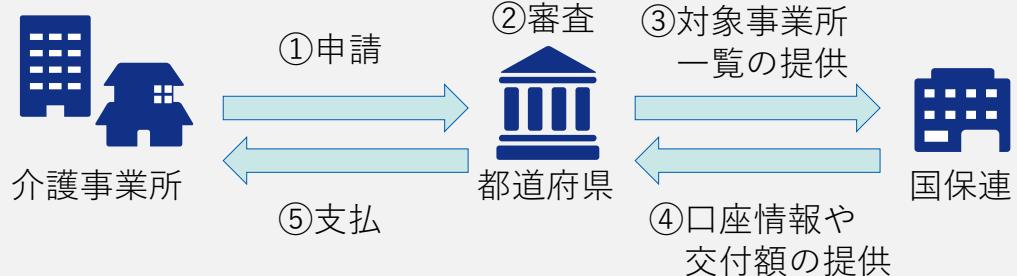
（※1）令和3年度介護職員処遇改善支援補助金には、新型コロナウイルス感染症に関する経費として地方自治法上の非常災害に係る特例が適用されたため、国民健康保険団体連合会が支払事務を担うことができた。

（※2）令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業など
- こうした状況も踏まえ、令和7年の地方分権改革に関する提案募集において、都道府県の事務負担の軽減及び支払事務の効率化の観点から、介護報酬に紐付けて交付される補助金については国民健康保険団体連合会への支払事務の委託が可能となるよう見直しを求める提案がされている。

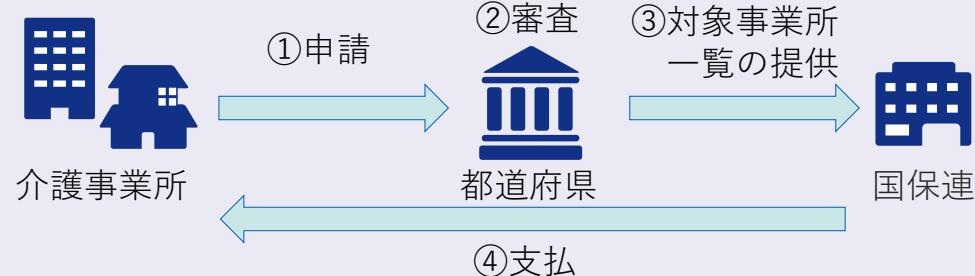
論点に対する考え方（検討の方向性）

- 介護報酬に関する補助金の支払事務について、国民健康保険団体連合会が委託を受けて行うことを行うことについて、どのように考えるか。

【現状】（例）令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業



【見直し後】



3. 地域における包括的な 支援体制の構築

3. 地域における包括的な支援体制の構築

現状・課題

- 人口減少や世帯構成の変化等の中、頼れる身寄りがない障害者や、複合的な課題を抱える障害者の増加等といった課題に対応するため、地域における包括的な支援体制を整備することが必要。
- このため、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめや、社会保障審議会福祉部会や介護保険部会等の議論も踏まえつつ、対応を検討することが求められている。

今後の方向性

- 地域における包括的な相談支援体制を構築するにあたっては、サービス事業所のみならず、各職種、各団体等が地域の担い手としての役割を引き続き果たすとともに、基幹相談支援センターや相談支援専門員が中心となつて、各分野との連携を図りながら、以下の対応を進めることとしてはどうか。
その議論の際は、地域共生社会の理念のもと、地域で住民をどのように支えていくかといった視点を持つことが必要ではないか。
 - ① 頼れる身寄りがない高齢者等については、介護保険法に基づく地域ケア会議を活用して、その生活課題への対応を進めることとするほか、地域包括支援センターが実施する包括的支援事業（総合相談支援事業）で相談対応を行うことを明確化する方向性。頼れる身寄りがない障害者についても、次のように対応する。
 - ・ （自立支援）協議会を活用して、個別課題から地域の課題を検討する取組を継続していくことで、包括的な支援の実現を図る。また、医療や介護・障害福祉分野以外にまたがる多様な困りごとを地域全体で支えるために、他分野の会議体との協働・連携を進める。
 - ・ 障害者相談支援事業により相談を行うことを明確化する。
 - ② 「過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み」により、障害者相談支援事業及び地域活動支援センター事業について、他の制度の事業と一体的に行えるようにすることで、地域で支え合う機能を強化する。
 - ✓ 新たな仕組みのもとであっても障害者への支援が後退するよう留意することが必要。
 - ✓ 併せて、地域共生社会の実現に向けた、障害福祉施策の役割や貢献も積極的に示していくことが重要。

(自立支援) 協議会の概要

経緯

- （自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者及びその家族の参画が明確化された。

概要

- （自立支援）協議会の設置は、地方公共団体（共同設置可）の努力義務規定。（法89条の3第1項）
- 都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、（自立支援）協議会の意見を聞くよう努めなければならないとされている。（法88条第9項、89条第7項）
- 設置状況（R6.4月時点） 市町村: 1,689自治体(設置率約97%) ※協議会数: 1,212箇所
都道府県: 47自治体(設置率100.0%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の地域の実情に応じて選定されるべきものである。

（想定される例） ※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

令和6年4月1日施行

- 改 ① 協議会を通じた「地域づくり」（※）においては「個から地域へ」の取組が重要。（第2項改正）

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」

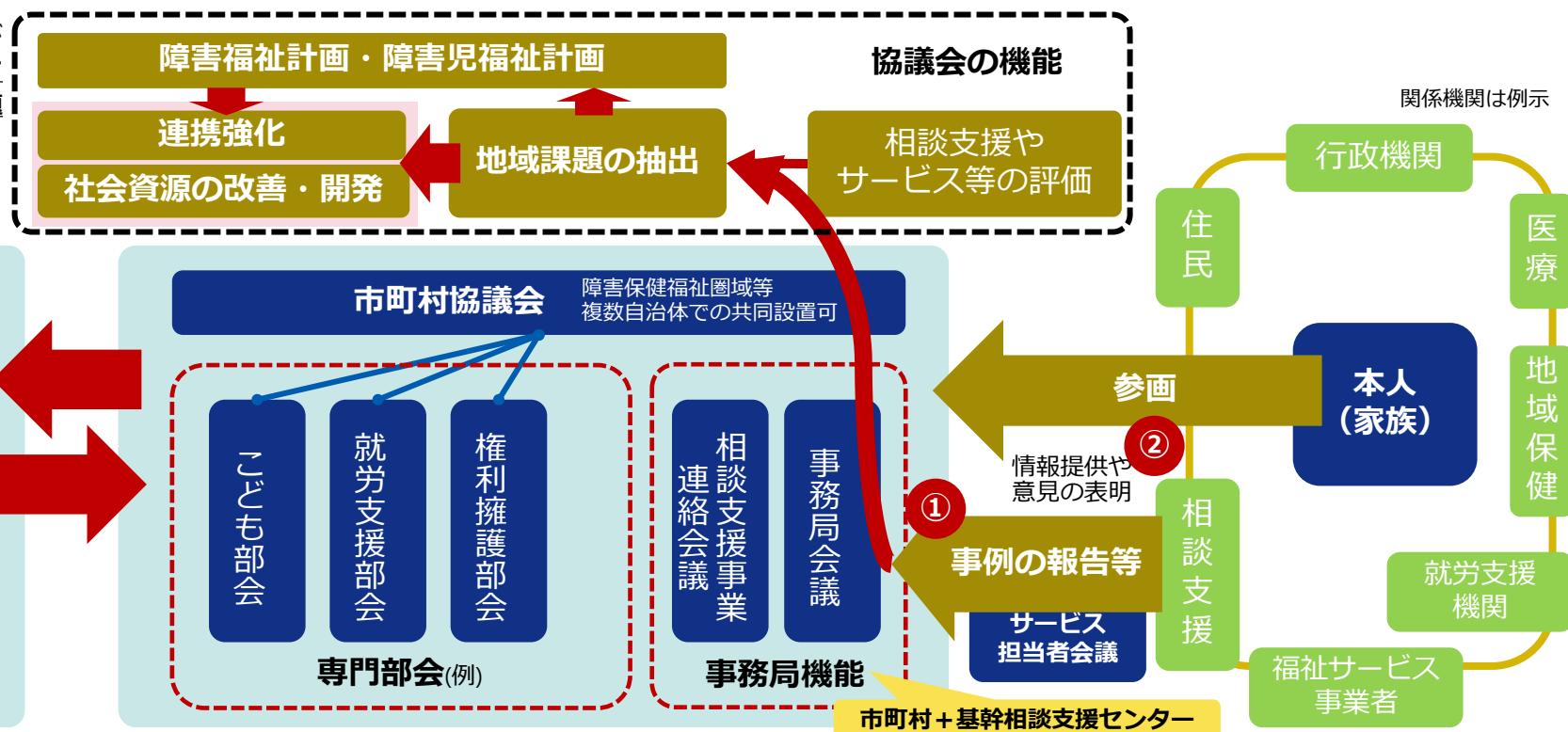
- 新 ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。（第3項、第4項新設）

- 新 ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。（第5項新設）

* 今回改正により、社会福祉法（支援会議）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。（第3項～第6項）

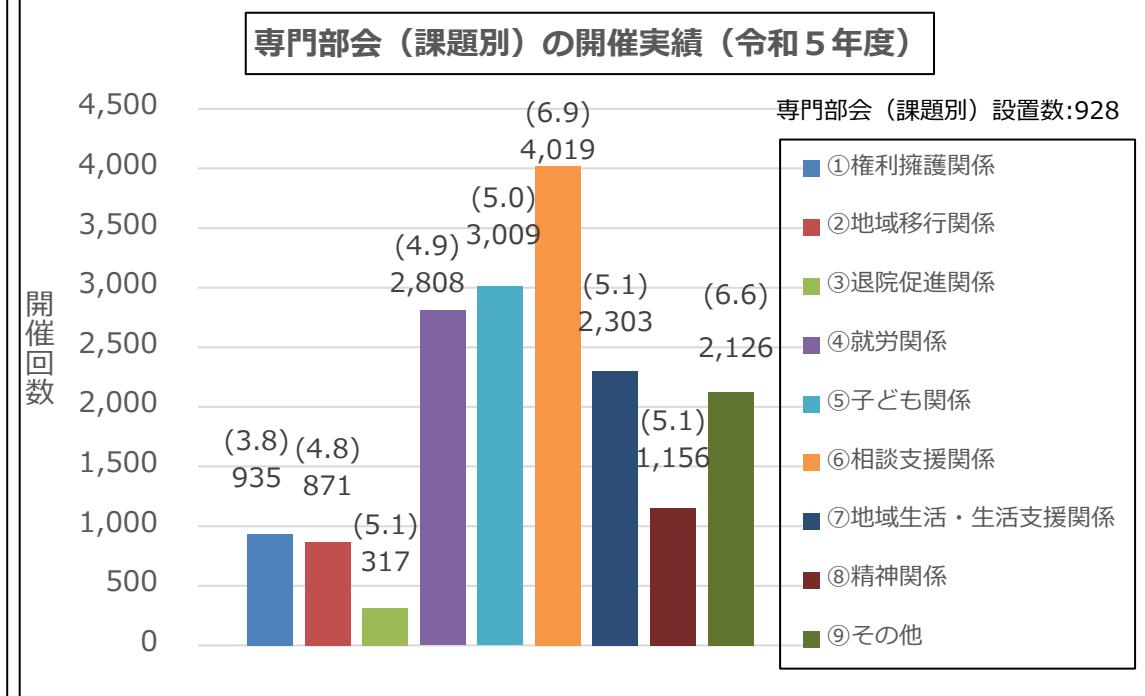
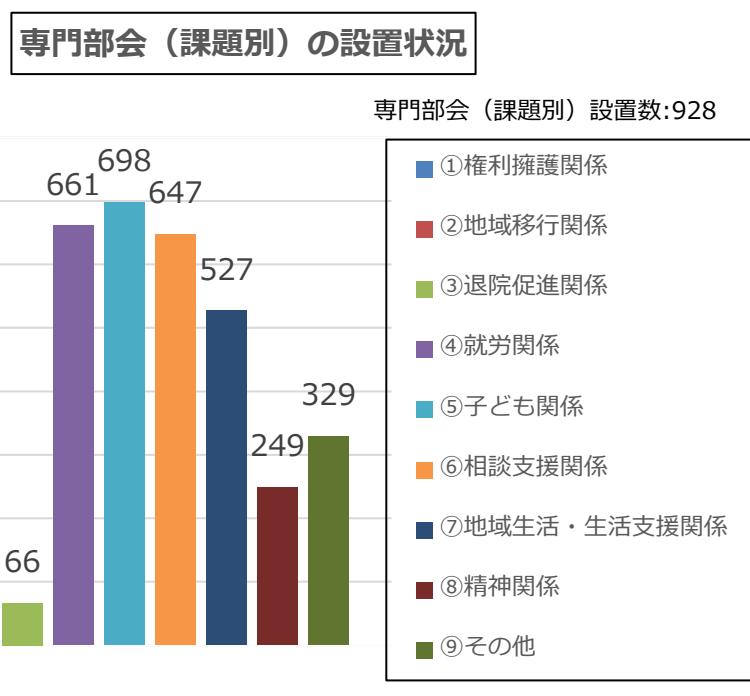
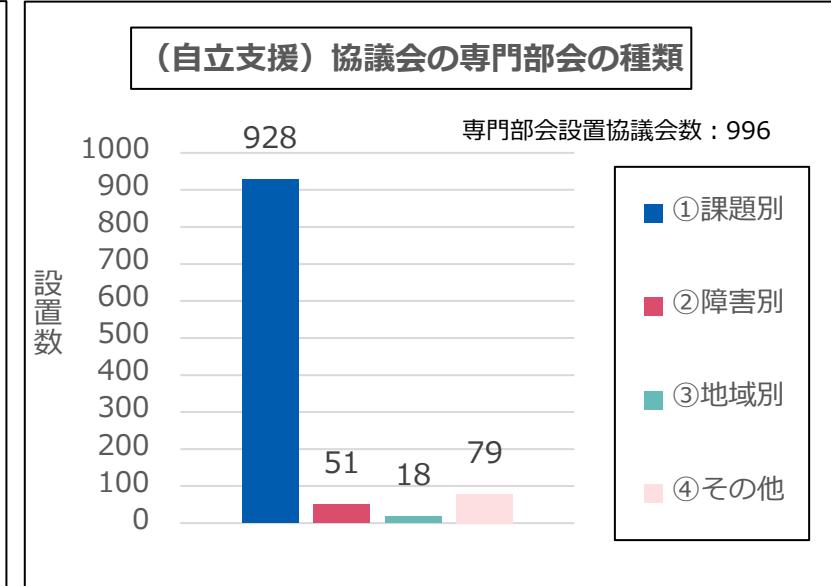
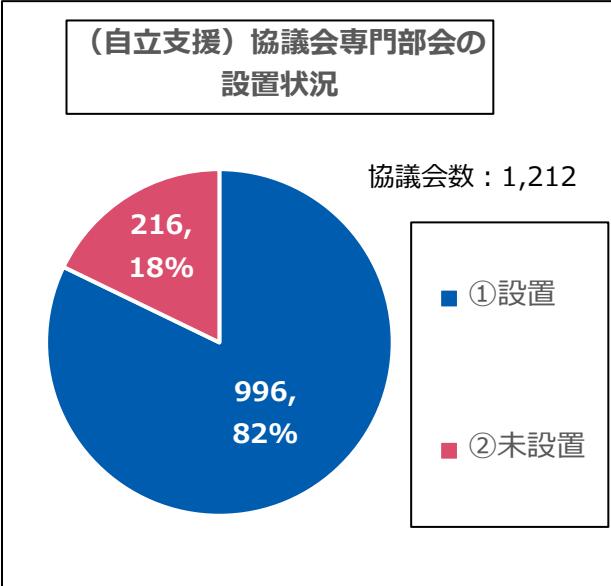
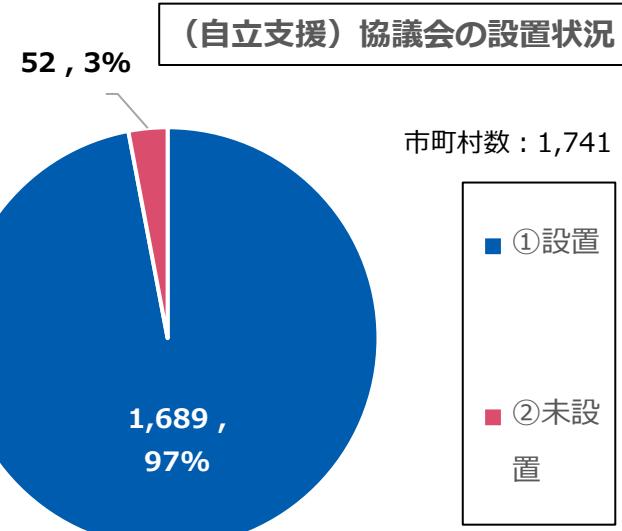
（※）協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



市町村(自立支援)協議会の設置状況について(参考データ)

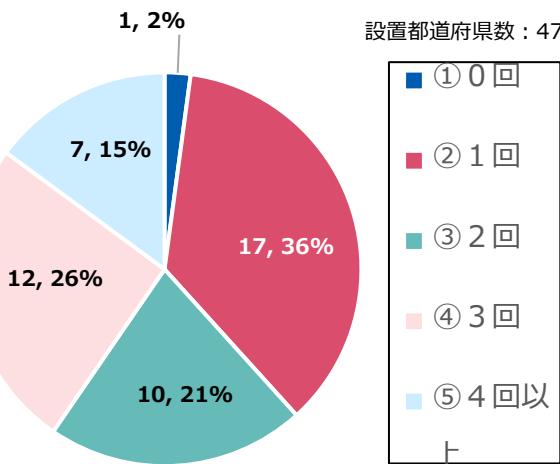
市町村(自立支援)協議会の設置状況等(令和5年度)



都道府県(自立支援)協議会の設置状況について(参考データ)

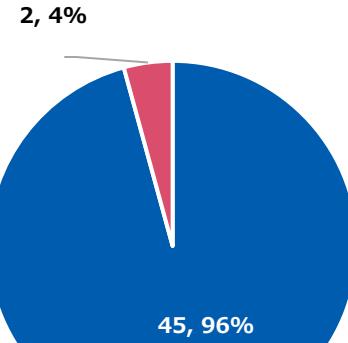
都道府県(自立支援)協議会の設置状況等(令和5年度)

(自立支援) 協議会の開催実績 (令和5年度) ※専門部会を除く



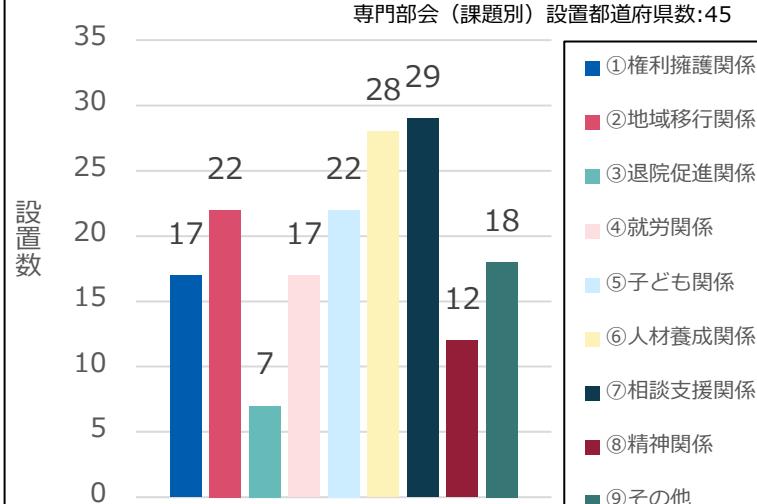
設置都道府県数: 47

(自立支援) 協議会専門部会 の設置状況



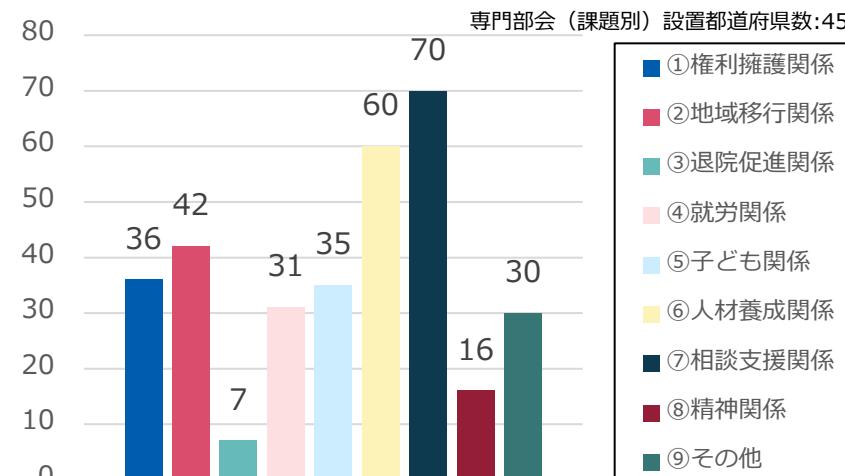
設置都道府県数: 47

専門部会(課題別)の設置状況



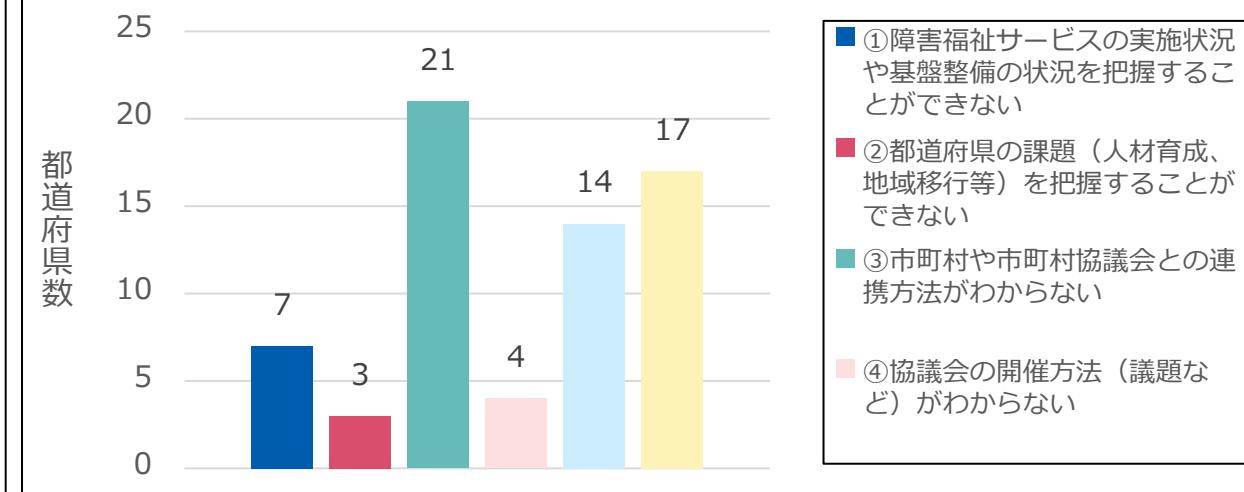
専門部会(課題別) 設置都道府県数: 45

専門部会(課題別)の開催実績(令和5年度)



専門部会(課題別) 設置都道府県数: 45

(自立支援) 協議会の運営に関する課題



設置都道府県数: 47

論点に対する考え方（検討の方向性）

<地域ケア会議の活用推進>

- 身寄りのない高齢者等の抱える生活課題を地域として対応する観点から、各市町村における地域ケア会議の活用を更に推進し、実効的な課題解決につながるような取組を推進するための方策について、どのように観点も含めて、どのように考えるか。
- ・ 地域ケア会議の実施に当たり、日常生活圏域など、よりきめ細かな地域ごとの課題に対応するため、地域包括支援センターが果たすべき役割についてどのように考えるか。
 - ・ 身寄りのない高齢者等を始めとした高齢者の生活ニーズや課題に対応していくために、生活支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、主任ケアマネジャー等、地域ケア会議における関係職種の役割について、どのように考えるか。
 - ・ 医療・介護分野以外にもかかわる多様な困りごとを地域全体で支えていくために、障害や生活困窮などの福祉分野や、住まい・交通・消費者保護など、関連する他分野との連携を推進するため、他の分野の会議体と地域ケア会議の連携を進めることや、地域の関係主体の柔軟な参加を促すことの意義・方策について、どのように考えるか。

<相談体制の充実等>

- 地域包括支援センターが実施する包括的支援事業（総合相談支援事業）において、身寄りのない高齢者等への相談対応を行うことを明確化することが考えられないか。あわせて、地域包括支援センター等で相談支援を行う際、地域ケア会議での成果も活用しながら、適切なつなぎ先や活用できる制度が明確となるような取組を推進することが考えられないか。
- また、こうした相談に対応するケアマネジャー等の資質向上の観点や、地域の様々な関係者が連携・協働して対応を行うことを体制づくりを推進する観点から、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（※）においても、身寄りのない高齢者等に係る課題への対応を含めることを明確化してはどうか。

（※）個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや、個々のケアマネジャーに対する支援等を行うもの。

- 併せて、こうした相談業務や関係者のコーディネートに係る課題を背景に、市町村等において身寄りのない高齢者等の把握や関係者間の情報共有のために緊急時の連絡先の登録等の事業を行うケースもあるところ、こうした事業の円滑な実施等に向けた方策についてどう考えるか。

事業概要

- 市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。
- また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を促進する。

根拠条文

- 障害者総合支援法第77条
市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

三 障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（次号に掲げるものを除く。）

実施主体等

- 市町村（指定特定・指定一般相談支援事業者への委託も可）
※事業を委託する場合は、市町村が設置する協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価を等を行うことが適当
- 地域生活支援事業（必須事業）
- 地方交付税により実施
- 相談支援体制については、協議会を中核としつつ、地域の実情に応じ適切な形で整備（広域での実施も可）

事業の具体的内容

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会支援を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利の擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介等

地域活動支援センターの概要

根拠:障害者総合支援法第77条第1項第9号
基準:地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令)

目的・特徴

- 障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設(法第5条第1項第27号)
- 地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟な運営、事業の実施が可能

事業内容

基礎的事業として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施

実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合

設置要件等

- 10人以上の人員が利用できる規模(※ 創作的活動の機会の提供等ができる場所や必要な備品等を整備)
- 施設長1名、指導員2名以上の職員を配置

補助内容

- 基礎的事業については、地方交付税により措置(平成18年度より)
- 手厚い人員配置や機能訓練等のサービスを実施するなど、センターの機能強化を図る場合には、「地域活動支援センター機能強化事業」(地域生活支援事業費等補助金)として、国庫補助を実施
(国1/2以内、都道府県1/4以内)

施設数等

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
施設数(箇所)	2,935	2,849	2,824	2,794	2,765
定員数(人)	48,703	47,689	47,202	46,780	46,964

出典)社会福祉施設等調査
(各年10月1日時点)

障害者部会（11/10）における主なご意見

（過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組みについて）

- 障害者相談事業においては、ピアサポートを推奨する取組は過疎地を置き去りにしないようにしたほうがいい。
- 小規模自治体において、医療的ケア児や強度行動障害がある人や、自立生活を望む人の相談を受けた場合、何か月もかかることがないようにしていただきたい。こうした支援が遅れないよう、ICT等を活用して、すみやかに専門機関へつなぎ、その後も自治体として住民への継続的支援を整えていただきたい。
- 相談支援事業はただでさえ人手不足で、業務の範囲も多岐にわたっているため、より負担が増すことにならないかという懸念もある。現況の課題をしっかりと検討していただき、包括的支援体制に向けて国からの財政的支援を含めた対応をお願いしたい。
- 広域での支援が可能になるようにするためには、サービスを利用する障害者側だけではなくて事業所側円滑な移動が必要になる。
- 様々な分野に対応するための専門的なノウハウを持つ人を必要に応じて派遣できる体制や、情報提供できるような仕組みが必要ではないか。
- 障害分野が埋もれてしまうことのないように、十分に配慮いただきたい。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムと全く別立てでやっていくというよりは、それを包括した形でサービスが行われることが良いのではないかと考える。
- こういった取組は、これからモデル的な取組になっていくため、丁寧に検証していく体制づくりをお願いしたい。
- 自治体などの実施主体の取組、柔軟な対応が不可欠。2040年のサービス体制のあり方検討会や介護保険部会などの議論状況等も十分配慮すべき。

地域共生社会の実現に向けた、障害福祉における相談支援・地域づくりの取組（事例）

- ◆ 障害福祉における支援ニーズは複雑・複合化している状況。このため、障害福祉も他制度と連携することで、多機関協働による包括的な支援を行うことに加え、こうした個別課題への対応を通じて地域課題の把握につなげている。
- ◆ 障害者自身も、障害の特性に応じて支援者・担い手としての活動を行い、地域住民等との関わりをもつことで、地域における障害のある方への理解の促進や地域の活性化の一助となっている。

✓ 相談支援の対応事例

- ① 市から委託している障害者相談支援事業者が民生委員からの情報提供を受けて、いわゆる「ごみ屋敷」を訪問したところ、強い支援拒否があった→市の担当課や基幹相談支援センター、社会福祉協議会等の**多機関協働による支援チーム**をつくり、包括的に対応
 - ② 指定計画相談支援の利用者の保護者について、認知症状が進んでいる疑い→基幹相談支援センターに相談→状況を再確認したうえで、地域包括支援センターへつなぎ、その後は**連携しながら世帯への支援を展開**
 - ③ 指定障害児相談支援の利用者の自宅を訪問したところ、ダブルケア状態であることが分かった→基幹相談支援センターに相談→市の担当課や地域包括支援センターを巻き込んで**世帯支援のための支援会議を開催**
- これら①～③の事例について、（自立支援）協議会に報告し、**地域課題として共有**

✓ 地域づくりの対応事例

- ① 地域活動支援センターで総菜の調理、食堂や移動販売等を通じて地域住民の食を支援。一人暮らしのお宅への訪問・配達を通じ、**障害の特性や障害の有無を超えた支え合いの環境を構築**
 - ② 近隣大学で対人援助職の資格取得を目指す学生を実習生として地域活動支援センターで受け入れ。**将来の福祉の担い手育成に貢献**するとともに、障害への理解を持った市民を増やす取組に発展
 - ③ 手帳を持っていない方も地域活動支援センターに集い、そのような方々の悩みを聞きながら、必要に応じて**行政等の関係機関につなぐ連携のハブ**になっている
- 障害者が支援活動や課題解決の取組に参画することで、**地域の活性化にも寄与**

論点 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

論点に対する考え方（検討の方向性）

- 現在、社会保障審議会福祉部会において、過疎地域等における包括的な支援体制整備（高齢、こども、障害、生活困窮の相談支援・地域づくり事業の包括的実施の枠組み）について、検討が進められているところ。
- この過疎地域等における新たな仕組みが創設された場合、対象となる自治体はこの仕組みを活用することにより、障害者相談支援事業及び地域活動支援センター事業について、他の制度の事業と一体的に行えるようになるが、今後の福祉部会での検討に当たって、障害者部会として留意すべきことはあるか。

※ なお、10月9日の介護保険部会でも、この新たな仕組みについて議論が行われている。

- ◆ 人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて地域共生社会の深化を図るための提言をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
 - ※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
 - ※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

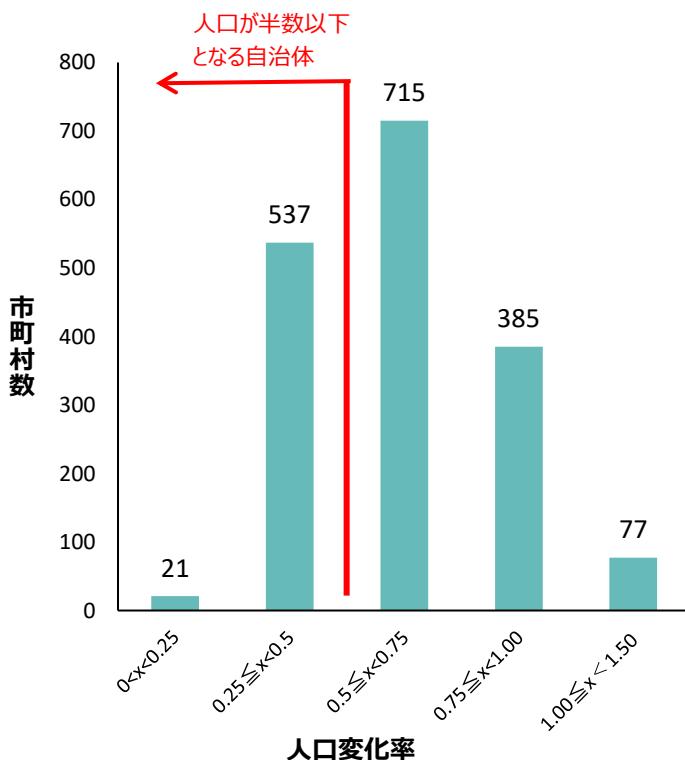
- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

3 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み（現状・課題）

現状・課題

- 過疎地域等においては、人口減少・高齢化・単身世帯の増加等により、担い手不足が深刻化し、地域における支え合い機能が脆弱化するとともに、福祉ニーズの多様化・複雑化が見込まれる。こうした中で、過疎地域等においては、対応の包括化と地域との連携・協働を進めていく必要があるが、重層的支援体制整備事業は、介護・障害・子ども・困窮の各分野の相談支援・地域づくり事業における配置基準を満たした上で、追加的に事業（多機関協働事業等）を実施する必要があり、小規模自治体等においては、事業の実施率も低い。
- こうした状況を踏まえ、「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）において、「中山間・人口減少地域では、新たに、高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改正を実施し」とされている。

《2050年人口の変化率別市区町村数》
(2015年人口比)



《持続可能な地方行財政の在り方に関する研究会報告書（抜粋）》（令和7年6月）

1. 人材不足等の状況

- ・ 生産年齢人口はピーク時から約1100万人減少し、既に自治体では専門人材等の人材不足が喫緊の課題
- ・ 団塊ジュニア世代の退職によって今後は一般行政職員を含め人材不足が深刻化

2. 事務処理に関する課題と対応

- ・ 対応方策は、事務を減らす、まとめる（水平連携・垂直補完）、担い手を広げる（民間活用・住民参加）、生産性を高めること
- ・ 各都道府県が、地域の状況を踏まえ、市町村の検討を支援
- ・ 国としても具体的な対応策について一定の選択肢を示す

3. 公務人材の確保

- ・ 都道府県が市町村の公務人材確保を支援するなど、更に踏み込んだ対応が必要

《重層的支援体制整備事業実施率》
(人口規模別／令和6年度)

市町村の人口規模	事業実施率
1万人未満	6.6%
1万人以上～3万人未満	13.7%
3万人以上～5万人未満	20.9%
5万人以上～10万人未満	29.1%
10万人以上～20万人未満	35.8%
20万人以上～30万人未満	47.9%
30万人以上～40万人未満	63.3%
40万人以上～50万人未満	78.9%
50万人以上	57.1%

1-2 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み(2)

- 9月8日の福祉部会においてご議論いただくほか、実態に即した制度設計を検討するため、全国各地の都道府県・市町村に参画いただき、実務的な検討を行うWGを開催(これまで計4回)。具体的な仕組みについて意見聴取。
- 主なご意見とその対応の方向性については、以下のとおり。

« 委員・自治体からのご意見 »

(一次相談)

- ・分野横断的な仕組みとし配置基準を柔軟化することは望ましい。専門職の確保は困難になってきている。他方、窓口設置方法などは、市町村で柔軟に選択できるようにしてほしい。
- ・相談対応のための研修を国で準備してほしい。
- ・相談対応の支援のためAIの活用等ができるようにしてほしい。

(専門相談・後方支援体制)

- ・専門相談・後方支援体制は、市町村が柔軟に選択できるようにしてほしい。都道府県等に対しては、国から働きかけをしてほしい。
- ・この仕組みにおける都道府県の役割を明確化してほしい。
- ・都道府県の体制強化が必要。国から財政支援をしてほしい。

- ・分野横断的な仕組みとし、配置基準を柔軟化することは望ましい。コーディネーターの配置方法等は、市町村で柔軟に選択できるようにしてほしい。

- ・コーディネーターを本業とできる水準の人件費補助をしてほしい。コーディネーターの人材養成を進めてほしい。
- ・地域住民等のニーズ把握・意見聴取等は、負担感がある。

- ・相談支援と地域づくりを一体的に実施する必要があり、地域活動と福祉の支援体制の協働が必要。
- ・補助制度があっても、小規模自治体においては、それに係る事務手続が負担。

« 対応の方向性 »

- ・配置基準は、分野横断的なものとし、担い手が不足している市町村において配置可能な基準とする。窓口設置方法(※)は、市町村が選択できる仕組みとする。
(※)①統合窓口型、②一部統合型、③連携型(窓口は分野毎)などの形態を想定。
- ・研修やAIの活用について、モデル事業(来年度)において検証。検証を踏まえ、具体的な研修内容やAIの導入支援を検討。

- ・専門相談・後方支援体制は、市町村のニーズに応じて構築する(※)。このため、都道府県がその求めに協力する必要があることを明確化するとともに、近隣市等への協力を要請する際の支援を行う。

(※)①都道府県が、市町村に定期的に訪問し助言・関係機関との調整支援等を行う、
②近隣市が、近隣市内のサービスや専門機関の活用の協力をを行う 等

- ・都道府県等の役割として、上記の求めに協力することの他、都道府県等が実施主体となる精神保健・児童虐待等の分野への対応を実施し、市町村と緊密な連携を図る必要があることを明確化する。
- ・都道府県後方支援事業を強化し、都道府県への支援を行う。

- ・配置基準は、分野横断的なものとし、担い手が不足している市町村において配置可能な基準とする。配置方法は、市町村において柔軟に決定できる仕組みとする。

- ・コーディネーターの確保、人材養成について、モデル事業において検証。検証を踏まえ、具体的な確保策・人材養成の内容を検討。

- ・住民ニーズ把握・意見聴取等については、モデル事業において試行的に市町村への支援を実施・検証。検証を踏まえ、支援の在り方を検討。

- ・本仕組みにおいて、相談支援と地域づくり事業にあわせて、地域活動と福祉支援体制の協働を図る事業を実施する仕組みとする。モデル事業で検証。検証を踏まえ、具体的な実施・支援内容を検討。
- ・交付金事務の簡素化を図る(市町村における高齢・障害・こども・生活困窮分野への必要経費の照会作業を不要にする等を検討)。

1-2 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み(3)

検討の方向性③

- 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組みは、以下の内容とすべきである。なお、詳細については、引き続き、自治体の意見も聞きつつ、モデル事業等を実施した上で、実態に即した内容となるよう検討を進めていくべきである。

(相談支援・地域づくり事業の新たな仕組み)

- 高齢、こども、障害、生活困窮の相談支援・地域づくり事業について、必要な機能を確保しつつ、分野別の縦割りではなく機能別に構造化し、包括的な実施を可能とするため、分野横断的な配置基準とし、担い手が不足している市町村において配置可能な基準とすべきである。
- 相談支援については、一次相談対応、専門的相談対応と構造化すべきである。
 - ・ 一次相談対応においては、分野・属性を問わず相談の受け止め、アセスメント、支援・サービスへのつなぎを行う。一次相談対応のために必要な研修や相談対応支援のためのAIの活用方策等について、モデル事業において検証を行う。
 - ・ 専門的相談対応については、市町村単独で対応が難しい案件について、市町村のニーズに応じて専門相談・後方支援体制を構築することとし、都道府県はその求めに協力する必要があることを明確化するとともに、近隣市等への協力を要請する際の支援を行う。また、都道府県等の役割として、上記の求めに協力することの他、都道府県等が実施主体となる精神保健・児童虐待等の分野への対応を積極的に実施し、市町村との連携を図る必要があることを明確化する。こうした対応を可能とするため、都道府県後方支援事業を強化する。
- 地域づくりについては、地域活動コーディネート機能と地域活動運営機能に構造化すべきである。
 - ・ 地域活動コーディネート機能については、地域活動コーディネーターを配置し、福祉分野に加え、福祉以外の地域振興分野等の役割も兼ねることとする。コーディネーターの確保、人材養成について、モデル事業において検証を行う。
 - ・ 地域活動運営については、既存の地域活動・拠点運営支援機能を共通化し、住民主体の分野を問わない地域活動・拠点運営等を可能とする。その際、必要となる住民ニーズ把握・意見聴取等については、モデル事業において試行的に市町村への支援を実施・検証を行う。なお、これらについては、地域運営組織(RMO)と一体的に実施することも想定される。
- また、これらの相談支援・地域づくり事業の実施にあたっては、地域のニーズや実情に沿った形で実施できるよう、具体的な実施方法(窓口の設置方法・コーディネーターの配置方法等)は、自治体において柔軟に設計できる仕組みとすべきである。

1-2 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み(4)

検討の方向性（続き）

（相談支援・地域づくり事業にあわせて実施する新たな事業）

- 重層的支援体制整備事業においては、相談支援事業・地域づくり事業のほか、多機関協働事業・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業を実施することとしているが、これよりも簡素な内容とすべきである。具体的には、地域と福祉支援関係機関が一体となった包括的な支援体制の整備促進を図るため、地域と福祉支援体制の連携・協働機能を強化する内容（※）を実施すべきである。

※ 住民・民間団体の見守りから福祉支援体制につなぐ活動、地域活動に福祉医療専門職が関与し福祉的観点を付与する、地域運営組織と福祉支援体制の連携・協働体制を構築する等が想定されるが、具体的な内容はモデル事業において検証を行う。

（対象地域・実施要件）

- 人口規模が小さい、人口減少が進行している等の指標を踏まえつつ、必要なプロセス（※）を経てることを都道府県を通じて、国が確認すべきである。

※ 広域的な対応を可能とするための体制等について、都道府県・近隣市等と協議していること、地域住民等の意見を聴取した上で、市町村庁内で、本仕組の活用について合意形成を図っていること 等

（市町村への補助の在り方）

- 重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考に、各制度における既存の関係補助金について、一体的な執行を行う仕組みとすべきである。

※ 補助基準や各制度からの按分方法、自治体における交付金使途の柔軟性の確保や事務負担の軽減（市町村における高齢・障害・こども・生活困窮分野への必要経費の照会作業を不要にする等）等を図る方策を検討し、過疎地域等の自治体が使いやすい仕組みとする。